

那珂川市
こどもにやさしいまちづくり行動計画

令和7（2025）年3月

那珂川市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
(1) 国の動向	1
(2) 福岡県の動向	2
(3) 那珂川市の動向	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画期間	3
4. 計画の対象	3
第2章 こども・子育てを取り巻く現状と課題	4
1. 本市におけるこども・子育てに関する取組の成果と課題	4
(1) 前期計画の取組の進捗状況	4
(2) 前期計画の取組状況の総論	5
2. こども・若者を取り巻く現状と課題	6
(1) 人口や世帯の状況	6
(2) 出生の状況	10
(3) 就労の状況	11
(4) 教育・保育施設等の状況	12
(5) こどもを取り巻く環境	18
(6) ニーズ調査結果の概要	20
3. 計画策定上の課題	24
(1) 各種調査等から読み取れるこども・子育てを取り巻く環境の問題点	24
(2) 計画策定上の課題	26
第3章 計画の基本的な考え方	27
1. 基本理念	27
2. 基本目標	28
3. 施策の体系	29
第4章 施策の展開	30
基本目標1 こどもの権利を尊重し、自分らしく成長できるまちをつくる	30
(1) こどもの権利に関する理解の促進	30
(2) こどもの居場所・活動の充実	31
(3) 支援を必要とするこどもへの支援	33

基本目標2 幼少期までのこどもが適切な支援を受けられる環境をつくる	35
(1) 教育・保育サービスの充実	35
基本目標3 義務教育期のこどもが適切な支援を受けられる環境をつくる	37
(1) こどもの個性を伸ばす教育環境の整備	37
(2) 学童保育の充実	38
基本目標4 安心して出産・子育てができるまちをつくる	39
(1) 妊娠前から出産・幼少期までの切れ目のない支援	39
(2) 子育て家庭への支援	39
(3) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	41
基本目標5 地域協働によるこどもの成長を支える環境をつくる	42
(1) こどもが安全・安心で暮らしやすい地域づくり	42
(2) 地域一体の子育て支援体制の構築	43
(3) ワークライフバランスの実現に向けた取組の推進	43
第5章 子ども・子育て支援事業計画.....	44
1. 教育・保育提供区域の設定	44
2. 教育・保育の提供体制の確保と取組	45
(1) 教育・保育施設の需要量の見込みと確保の方策	45
(2) 教育・保育施設の連携の強化	48
(3) 教育・保育の質の向上	48
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保に向けた方策	49
(1) 時間外保育事業（延長保育）	49
(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）	50
(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）及び放課後子供教室の一体的な実施	51
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	52
(5) 地域子育て支援拠点事業	53
(6) 一時預かり事業（幼稚園型）	53
(7) 一時預かり事業（保育所、ファミリー・サポート・センター）	54
(8) 病児・病後児保育事業	54
(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	55
(10) 利用者支援事業	56
(11) 乳児家庭全戸訪問事業	57
(12) 養育支援訪問事業	57
(13) 妊婦健康診査事業	58
(14) 子育て世帯訪問支援事業	58
(15) 児童育成支援拠点事業	59

(16) 親子関係形成支援事業	59
(17) 妊婦等包括相談支援事業	59
(18) 産後ケア事業	60
(19) 乳児等通園支援事業	60
(20) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	60
(21) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	61
(22) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	61
第6章 計画の推進に向けて	62
1. 計画の推進体制	62
2. 計画の進行管理	62
3. 目標指標一覧	63
基本目標1 こどもの権利を尊重し、自分らしく成長できるまちをつくる	63
(1) こどもの権利に関する理解の促進	63
(2) こどもの居場所・活動の充実	63
(3) 支援を必要とするこどもへの支援	63
基本目標2 幼少期までのこどもが適切な支援を受けられる環境をつくる	64
(1) 教育・保育サービスの充実	64
基本目標3 義務教育期のこどもが適切な支援を受けられる環境をつくる	65
(1) こどもの個性を伸ばす教育環境の整備	65
(2) 学童保育の充実	65
基本目標4 安心して出産・子育てができるまちをつくる	66
(1) 妊娠前から出産・幼少期までの切れ目のない支援	66
(2) 子育て家庭への支援	66
(3) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	66
基本目標5 地域協働によるこどもの成長を支える環境をつくる	67
(1) こどもが安全・安心で暮らしやすい地域づくり	67
(2) 地域一体の子育て支援体制の構築	67
(3) ワークライフバランスの実現に向けた取組の推進	67
参考資料	68
1. 前計画（那珂川市次世代育成支援地域行動計画）の達成状況	68
2. 那珂川市こどもにやさしいまちづくり推進会議 委員名簿	73
3. 策定経過	74

第1章 計画策定にあたって

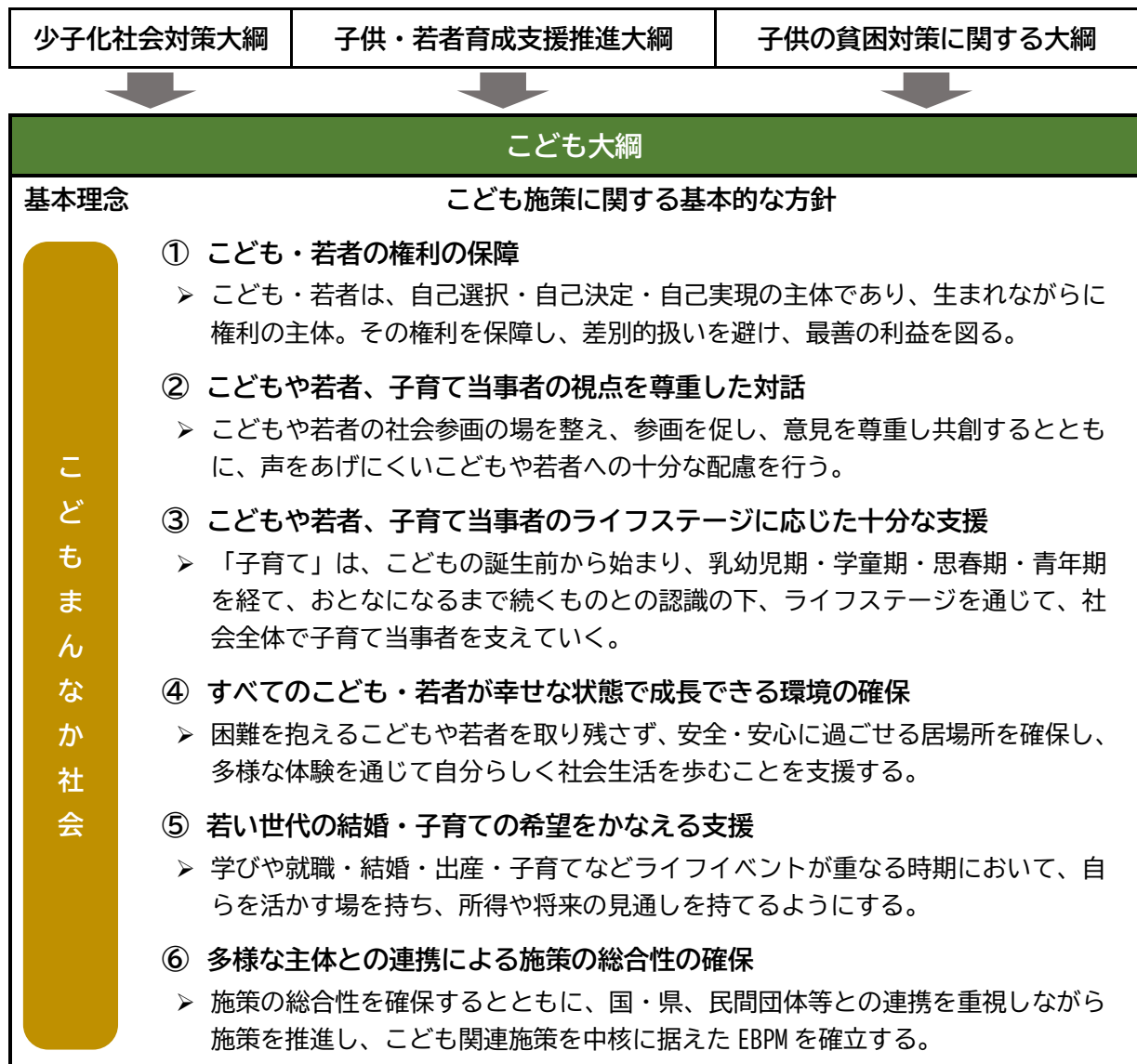
1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の動向

我が国では、こどもに関する施策の充実に向けた取組がこれまで行われてきましたが、少子化の進行や人口減少、児童虐待相談数や不登校児童数の増加など、こどもを取り巻く状況は深刻となっています。その状況の改善に向けて、こどもの最善の利益を第一に考え、取組や政策を中心にすえるとした「こどもまんなか社会」を実現するために、令和5（2023）年4月こども家庭庁を設置し、こども基本法が制定されました。

令和5（2023）年12月には、こども基本法に基づき、こどもに関する施策を総合的に推進するため、これまで個別に策定していた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を「こども大綱」として一元化しました。

■こども大綱の概要



(2) 福岡県の動向

福岡県では、令和2（2020）年3月に「ふくおか子ども・子育て応援プラン」、令和3（2021）年3月に「福岡県子どもの貧困対策推進計画」、令和4（2022）年3月に「福岡県青少年健全育成総合計画」を策定しました。

また、こどもの人権の尊重や、こどもが心身ともに健やかに成長することができる社会の実現を目的に、令和4（2022）年4月「福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例」を制定し、こどもが生まれてから地域社会を支える一員として活躍するまで切れ目なく支える施策を推進してきました。

令和5（2023）年12月に策定された国のこども大綱を踏まえ、こども大綱に関連する上記3つの現行計画を一元化した「福岡県こども計画」を令和6（2024）年度に策定しました。

(3) 那珂川市の動向

本市では、令和3（2021）年4月1日より「那珂川市こどもの権利条例」を施行しています。本条例では、日本国憲法と児童の権利に関する条約で保障されているこどもの権利を、より具体的にわかりやすく定めるとともに、それを保障する大人の役割や取組などについて定めています。

こどもにとって大切な4つの権利 (こどもの権利)

権利とは、人々が人として生きるために、認められ、守られるものです。
こどもの権利とは、大人へと成長するうえで、とっても大切なものです。
こどもには、自分の権利、お友だちの権利、どちらも大切にするように伝えましょう。

1 安心して生きる権利

- 命が守られ、平和と安全な環境のもとに暮らすこと
- 愛情をもって大切に育てられること
- 健康的な生活を送り、適切な医療を受けること
- いかなる差別と不当な不利も受けないこと
- 困っていることや不当に思っていることを相談すること
- 虐待と体罰、いじめから身が守られること
- プライバシーと誇りが守られること

2 自分らしく生きる権利

- 自分の存在が認められ、尊重されること
- 自分の気持ちや考えをもつこと
- 自分の気持ちや考えを聞いてもらうこと
- 自分の可能性に挑戦すること
- 安心できる場所で過ごし、自由な時間をもつこと

3 心豊かに育つ権利

- 遊ぶこと
- 人権と平和の大切さを学ぶこと
- 自ら学びたいことを学ぶこと
- 自然と芸術、文化、スポーツに親しむこと

4 意見を表明し参加する権利

- 自分の気持ちや考えを表明し、尊重されること
- 意思決定の場と社会活動に参加すること
- 必要な情報を大人や社会に求め、集めること
- 仲間をつくり、集まること

こどもにやさしいまちづくりの推進

こどもにやさしいまちを築くには、みなさんの取組が必要です。

市、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者が取り組むこと

意見表明・参加の機会の促進

- こどもの居場所・遊び場づくりなどについて、こどもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるようにしましょう。
- こどもの意見表明や参加を促進するため、こどもの気持ちや考えを尊重するとともに、こどもの主体的な活動を応援していきます。

子育て家庭への支援

- 保護者が安心して子育てをすることができるようしていきます。

虐待や体罰、いじめに対する取組

- 虐待を受けていると思われるこどもを発見したときは、直ちに市や児童相談所、警察などに通報しましょう。

支援が必要なこども・家庭への支援

- 虐待を受けたこどもなど、支援を必要とするこどもとその家庭に配慮し、適切な支援をしていきます。

こどもの居場所・遊び場づくり

- こどもが安心して過ごすことのできる居場所・遊び場づくりをしていきましょう。
- こどもが様々な世代の人々とふれあうことのできる機会を提供しましょう。
- こどもが多様な体験をすることができ、自然を守り、こどもが自然に親しむことのできる機会を提供しましょう。

有害・危険な環境からの保護

- こどもが次のものに接することがないようにしましょう。
 - ☞ たばこ煙と環境汚染物質
 - ☞ タバコとお酒、薬物の乱用
 - ☞ 性的搾取、性的虐待などの被害
 - ☞ 過激な暴力、性などの有害な情報
 - ☞ 過剰なメディア視聴

こどもの権利の保障

大人に求められている役割

基本的な考え方

- こどもを権利の主体として尊重すること
- こどもにとって最もよいことを第一に考えること
- こどもの成長・発達に配慮すること

家庭

- 保護者は、こどもの育成について第一の責任があります。
- こどもと日頃からコミュニケーションを図りましょう。

育ち学ぶ施設 (学校、保育園、スポーツ施設など)

- こどもが主体的に考える力を身に付けられるようにしましょう。
- こどもとコミュニケーションを図り、相談に応じるようにしましょう。

地域

- こどもを地域の一員として認め、こどもを温かく見守り、こどもが安心して過ごすことができるようにしましょう。

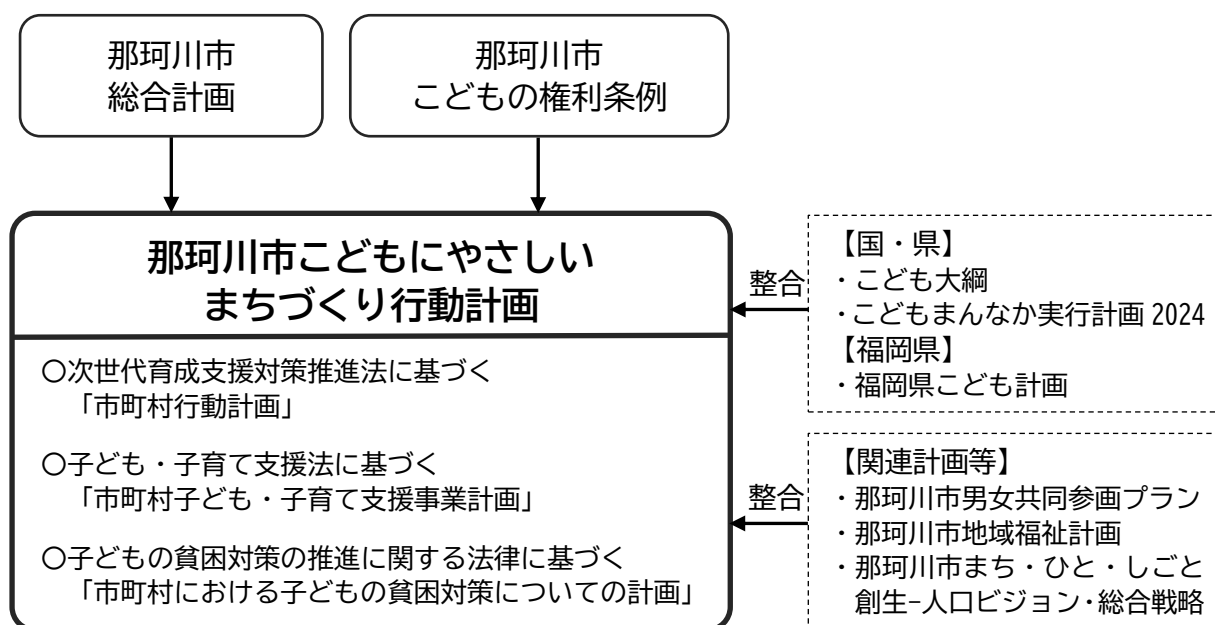
こどもが、一度しかない人生の主人公として、自分らしく、人間らしく暮らしていきながら、人間的に成長していくことができるように、見守ったり手助けしたりしていきましょう。

2. 計画の位置づけ

本計画は、令和5（2023）年12月に制定されたこども基本法に規定するこども大綱に基づき、那珂川市こどもの権利条例第27条に規定する行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する市町村計画、那珂川市次世代育成支援地域行動計画及び那珂川市子ども・子育て支援事業計画を一元化した計画として策定します。

計画策定にあたっては、那珂川市こどもの権利条例第28条に基づく、こどもにやさしいまちづくり推進会議を設置し、調査審議していただきました。

■計画の位置づけ



3. 計画期間

本計画は、令和7（2025）年度を初年度とし、令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。

4. 計画の対象

本計画の対象は、市内のすべてのこども・若者、その家族をはじめ、地域、市民、事業者などが対象となります。

第2章 こども・子育てを取り巻く現状と課題

1. 本市におけるこども・子育てに関する取組の成果と課題

令和2（2020）年度を初年度とする「那珂川市次世代育成支援地域行動計画」（以下、前期計画）では、取組の実施結果を毎年報告し、目標達成に向けた進捗状況の把握を行っています。

今回、本計画の策定にあたり、取組ごとに進捗状況や、成果と課題の把握とともに、こども大綱のこども施策に関する考え方を下にライフステージ別・施策体系別に整理しました。

（1）前期計画の取組の進捗状況

前期計画では、全体で128の取組を展開しています。取組によっては、複数課にまたぐものもあるため、進捗状況を把握する取組の総数は146となっています。

進捗状況結果をみると、全体146の取組のうち、「予定以上」が9、「予定通り」が125で、これらが全体の9割以上を占めています。一方、「一部遅れ」や「進んでいない」が各6、計12あります。

また、本計画において、継続もしくは見直し、統合する取組は全体146のうち141と大半を占めています。一方、他の計画への内容の移管等により5つの事業が廃止されます。

進捗状況	取組数	割合(%)
① 予定以上	9	6.2
② 予定通り	125	85.6
③ 一部遅れ	6	4.1
④ 進んでいない	6	4.1
総計	146	100.0

今後の方向性	取組数	割合(%)
① 継続	131	89.7
② 要見直し	6	4.1
③ 統合	4	2.7
④ 廃止	5	3.4
総計	146	100.0

(2) 前期計画の取組状況の総論

① 誕生前から幼少期

○教育保育に関する取組は目標を達成しているものが多いが、子育てに関する取組は一部改善が求められる

- ・地域子育て支援拠点の充実や親子がふれあう場の提供に関する取組を実施していますが、プログラムの実施回数について、目標達成に至っていません。
- ・保育時間の延長や一時預かり事業などの保育に関する取組を実施しており、一時預かり実施施設数の目標値を達成しています。
- ・障がいのあるこどもの支援として、療育センターでの療育に関する相談と支援を継続的に実施しています。
- ・公立幼稚園や保育所職員の研修参加者数は増加傾向にあり、実施回数が目標を達成しています。
- ・こどもの遊び場の確保について、ふれあいこども館と恵子児童館を遊び場として提供しています。

② 学童期・思春期

○人権教育・保健教育の継続的な実施が必要

- ・学校教育での人権教育を継続的に実施しています。一方、保健教育の実施回数の目標を達成している学校もありますが、市内全校では目標達成に至っていません。
- ・学童保育所の設置数及び受入率は、目標を達成しています。
- ・特別支援学級や通級指導教室の充実を継続的に実施しています。
- ・交通安全教室や防犯教室の開催、青少年指導員会や防犯パトロールの実施など、地域や関係団体等が連携した取組を実施しています。

③ 青年期・子育て当事者

○仕事と子育ての両立に向けた取組の継続及びこどもの人権に関する普及啓発の推進が必要

- ・仕事と子育ての両立に向けた情報発信や相談窓口の設置などの取組を継続的に実施しています。
- ・子育て世代の交流の場の機会を増やしており、実施回数は目標値を大きく上回っています。
- ・男性が子育てに関わる機会創出のための催しを実施しており、実施回数・参加者数ともに増加傾向にあり、目標も達成しています。
- ・保護者対象のこどもの人権に関する研修会を定期的に実施していますが、目標達成に至っていません。

2. こども・若者を取り巻く現状と課題

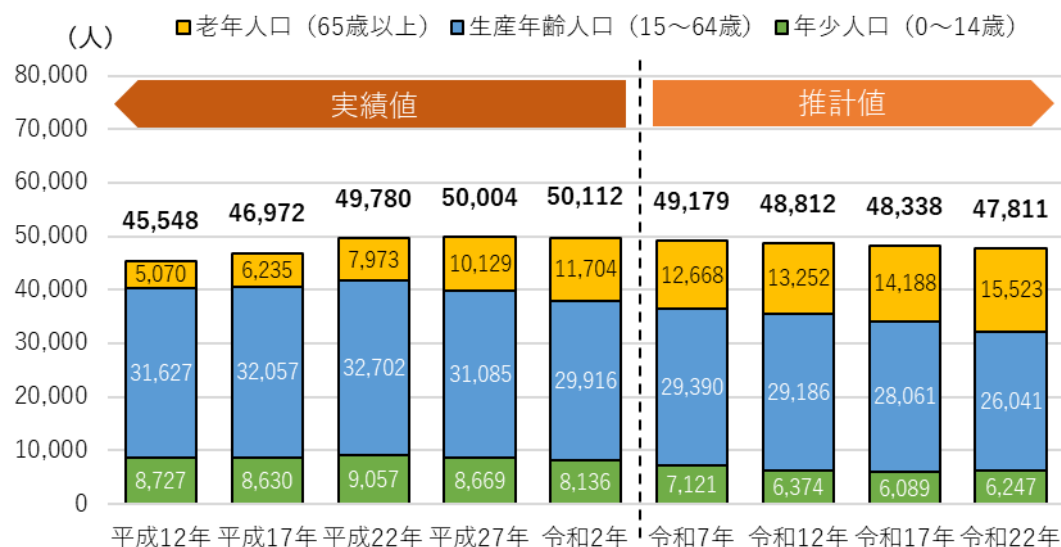
本計画の策定にあたり、本市における既存の取組状況を把握するとともに、統計資料の整理、市民アンケート調査を行うことで、本市のこども・若者を取り巻く環境の現状や課題を把握しました。

(1) 人口や世帯の状況

●人口の推移

本市の総人口は平成12(2000)年以降増加しており、令和2(2020)年には5万人を上回っています。今後は減少に転じ5万人を下回ることが予想されています。

年齢を3区分別にみると、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)は、平成22(2010)年以降減少に転じています。一方、老年人口(65歳以上)は、近年増加傾向にあり、総人口に占める割合も大きくなっています。今後も老年人口は増加し、高齢化率が上昇する見込みです。



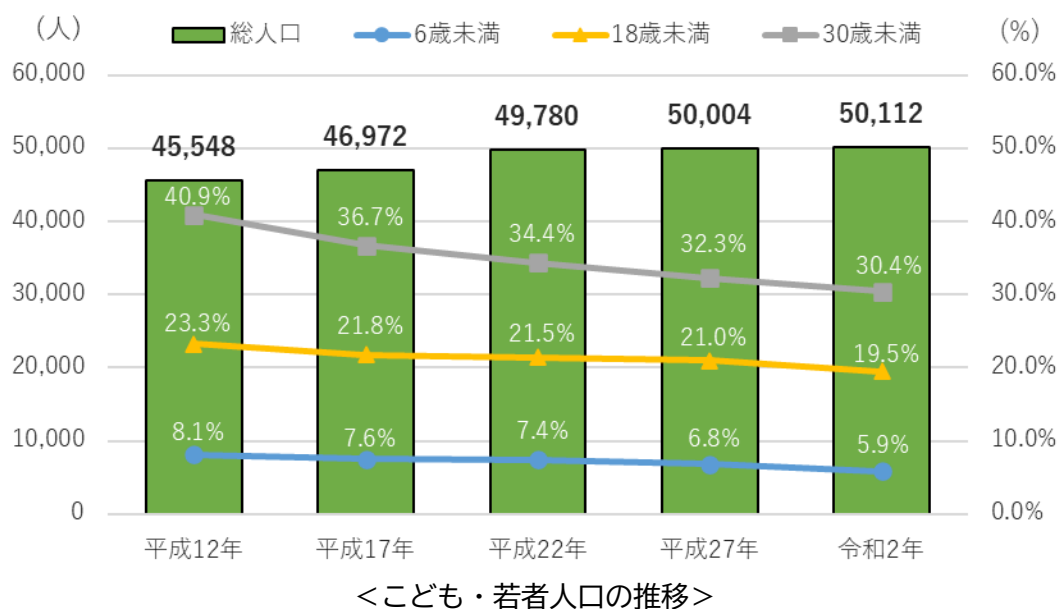
<人口の推移(実績と将来推計)>

資料 平成12年～令和2年：国勢調査

令和7年～令和22年：国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口(令和5年度推計)」

●こども・若者人口の推移

本市の総人口は平成 12（2000）年以降増加傾向にあります。こども・若者人口は減少傾向にあります。30 歳未満の若者人口は、6 歳未満や 18 歳未満と比べ減少幅が大きく、直近 20 年間で 10 ポイント以上減少しています。

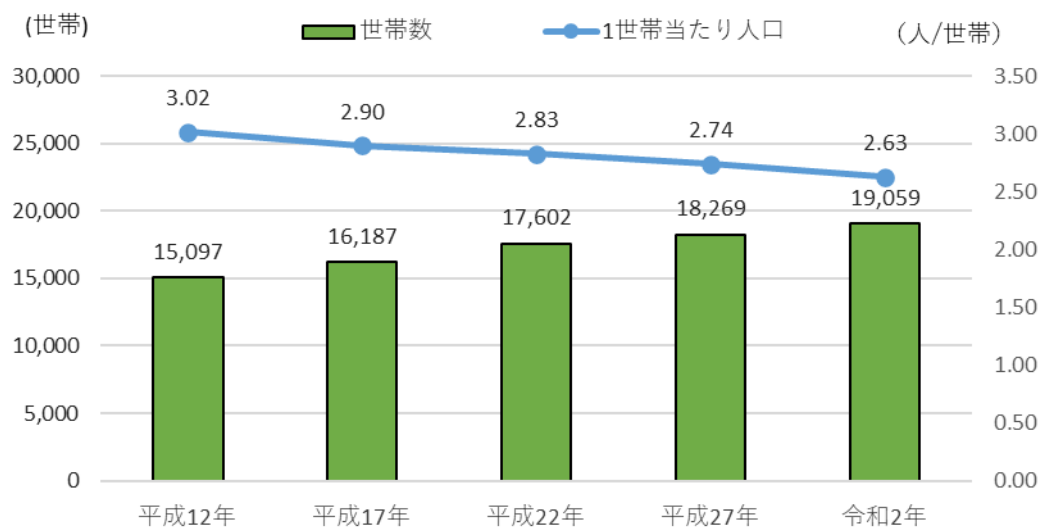


資料 国勢調査

●世帯数及び世帯分類

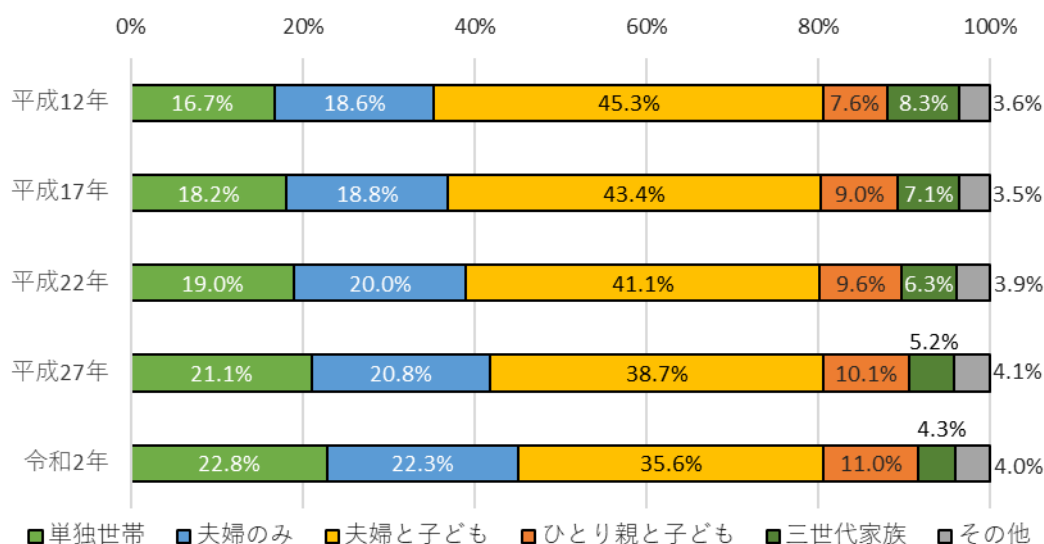
本市の世帯数は増加を続けており、令和2（2020）年で19,059世帯となっています。1世帯当たりの人口は減少傾向にあり、令和2（2020）年の1世帯当たりの人口は2.63人であり、平成12（2000）年と比べ、1世帯当たり0.4人減少となっており、世帯規模は縮小しています。

世帯類型別をみると、夫婦とこどもの世帯の割合は減少傾向にあり平成12（2000）年と比べ約10ポイント低下しています。単独世帯や夫婦のみ世帯の割合が近年増加傾向にあり、令和2（2020）年ではそれぞれ2割以上を占めています。



<世帯数及び1世帯当たり人口の推移>

資料 国勢調査

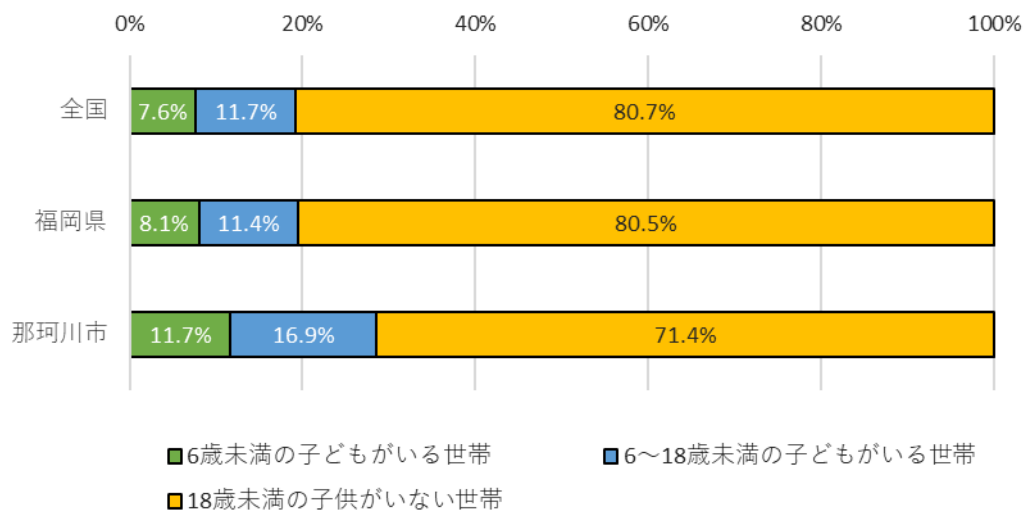


<家族類型別世帯の推移>

資料 国勢調査

●世帯数及び世帯分類

本市の 18 歳未満のこどものいる世帯は、総世帯数のうち 28.6%と全国・県と比べ 1 割程度上回っています。一方、ひとり親とこどもからなる母子世帯・父子世帯の世帯数は、平成 17 年以降は横ばいの状況にあります。ひとり親とこどもからなる世帯の約 9 割が母子世帯で大半を占めています。



<こどものいる世帯の状況（令和2年）>

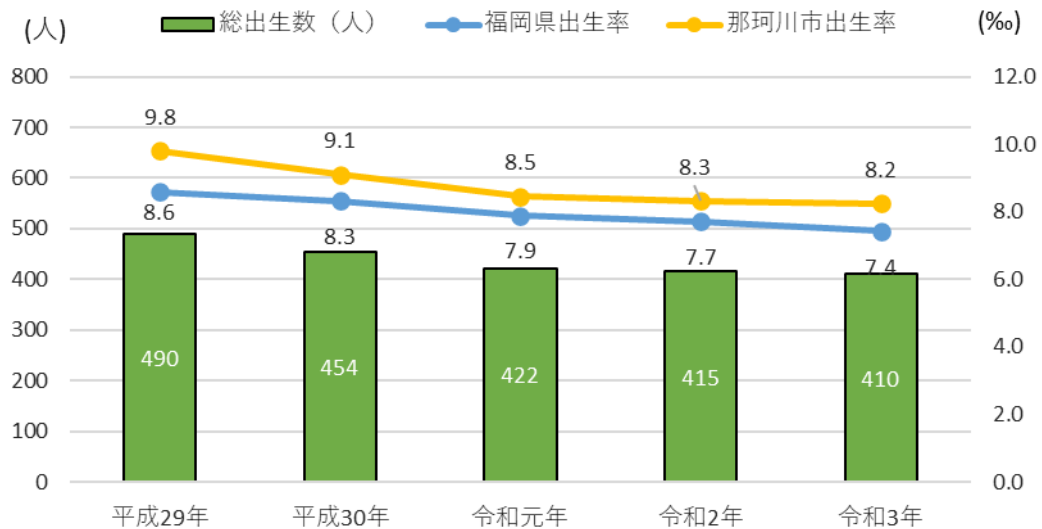
資料 国勢調査

(2) 出生の状況

●出生の状況

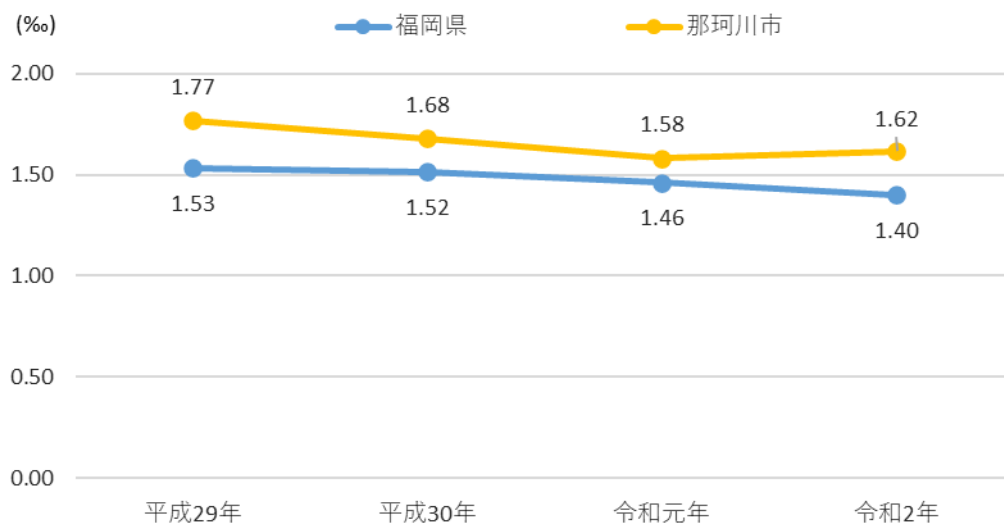
本市の出生数は減少傾向にあり、令和3（2021）年は410人となっています。

出生率と合計特殊出生率をみると、本市はいずれも福岡県と比べ高い水準で推移しています。



<総出生数・出生率の推移>

資料 人口動態調査



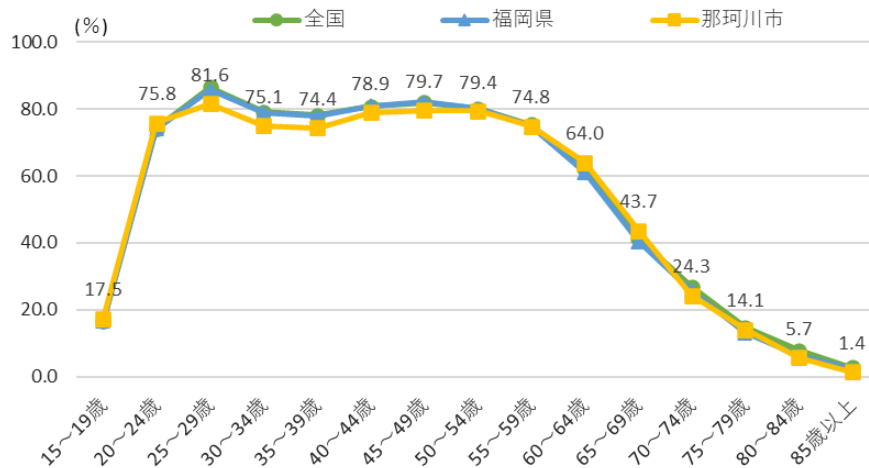
<合計特殊出生率の推移>

資料 人口動態調査

(3) 就労の状況

●労働力率

本市の年齢別の女性の労働力率は、25歳～29歳が81.6%で最も高く、30代は労働力に落ち込みがみられます。全国及び福岡県と比較すると、本市においては結婚・出産期にあたる30代で一旦退職し、育児が落ち着いた際に復職する女性が多いと考えられます。

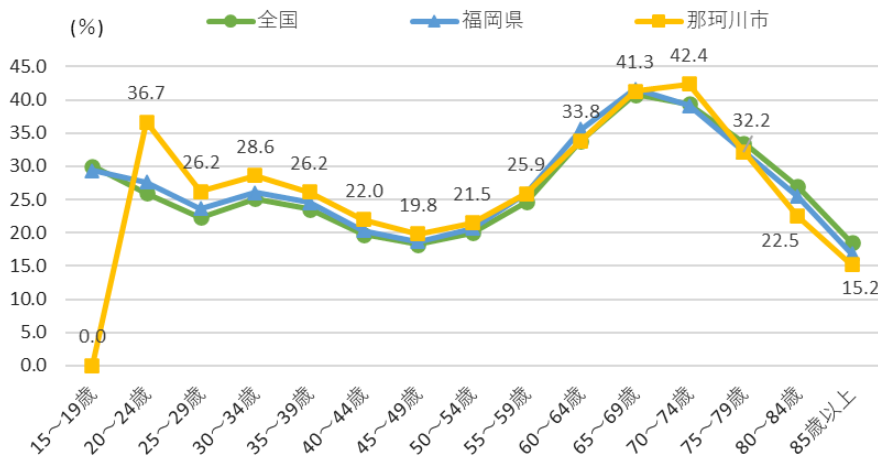


	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳
全国	16.8	74.2	81.6	75.1	74.4	78.9	79.7	79.4
福岡県	16.6	74.0	81.6	75.1	74.4	78.9	79.7	79.4
那珂川市	17.5	75.8	81.6	75.1	74.4	78.9	79.7	79.4

	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
全国	75.3	62.2	41.3	26.9	14.9	7.8	2.9
福岡県	74.8	61.1	40.4	25.8	13.1	6.5	2.2
那珂川市	74.8	64.0	43.7	24.3	14.1	5.7	1.4

<女性の年齢別労働力率（令和2年）：全国・福岡県との比較>

資料 国勢調査



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳
全国	30.0%	25.9%	22.3%	25.1%	23.5%	19.8%	18.2%	20.0%
福岡県	29.4%	27.7%	23.6%	26.1%	24.6%	20.3%	18.6%	20.6%
那珂川市	0.0%	36.7%	26.2%	28.6%	26.2%	22.0%	19.8%	21.5%

	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
全国	24.7%	33.9%	40.8%	39.4%	33.5%	27.0%	18.5%
福岡県	25.9%	35.6%	41.7%	39.1%	32.2%	25.5%	16.8%
那珂川市	25.9%	33.8%	41.3%	42.4%	32.2%	22.5%	15.2%

<専業主婦の年齢別割合（令和2年）：全国・福岡県との比較>

資料 国勢調査

(4) 教育・保育施設等の状況

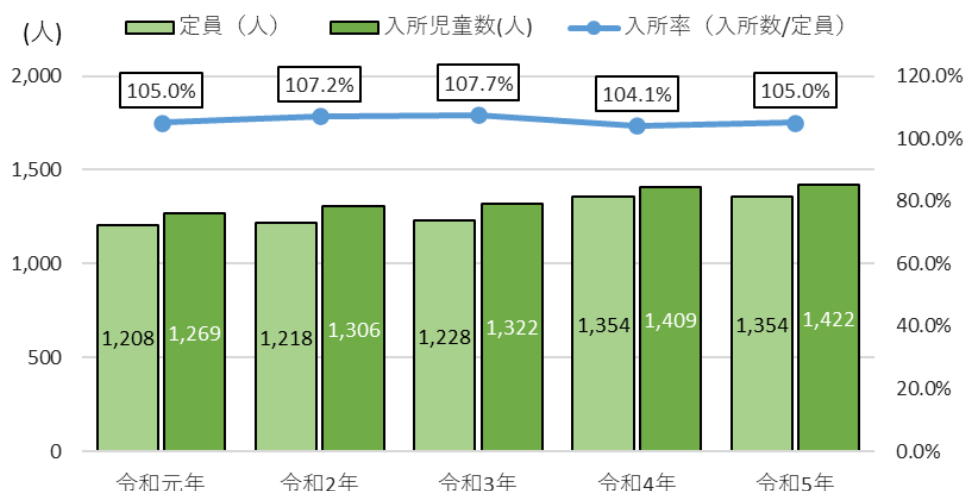
●保育施設の状況

本市には、認可保育所6ヵ所、認定こども園4ヵ所、小規模保育事業所2ヵ所の計12ヵ所の保育施設があります（令和6（2024）年3月1日時点）。保育ニーズは高まっており、市内保育施設の定員数は直近5年間で約150人増加しています。定員数や施設数の増加等の対策をとっていますが、毎年定員数を上回る児童を受け入れています。

<認可保育所・認定こども園の利用状況>

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認可保育所	施設数	6	6	6	6	6
	定員（人）	1,065	1,065	1,075	1,045	1,045
認定こども園	施設数	2	2	2	4	4
	定員（人）	105	115	115	271	271
小規模保育事業所	施設数	2	2	2	2	2
	定員（人）	38	38	38	38	38
合計	施設数	10	10	10	12	12
	定員（人）	1,208	1,218	1,228	1,354	1,354
入所児童数（人）	0歳	134	145	145	162	148
	1歳	192	206	220	216	234
	2歳	219	218	215	240	231
	3歳	239	238	235	266	266
	4歳	239	259	246	271	268
	5歳	246	240	261	254	275
	合計	1,269	1,306	1,322	1,409	1,422
入所率（入所数/定員）		105.0%	107.2%	107.7%	104.1%	105.0%

資料 那珂川市（各年度3月1日時点）



<入所児童数の推移>

<認可保育所・認定こども園における施設別の利用状況>

分類	施設名	定員	入所児童数	入所率
認可保育所	中央保育所	200	199	99.5%
	青葉保育園	165	171	103.6%
	那珂の森保育園	120	139	115.8%
	青葉桐の花保育園	180	183	101.7%
	なかがわ保育園	180	214	118.9%
	那珂川道善コスモス保育園	200	170	85.0%
認定こども園	バディスポーツ幼稚園 博多南校	40	30	75.0%
	那珂川第一幼稚園	75	96	128.0%
	福岡ピノキオこども園	111	132	118.9%
	南畑ピノキオ森のこども園	45	52	115.6%
小規模保育事業所	第二なかがわ保育園	19	19	100.0%
	那珂川片縄コスモス保育園	19	17	89.5%
合計		1,354	1,422	105.0%

資料 那珂川市（令和6年3月1日時点）

●待機児童の状況

待機児童数については、直近5年間で減少傾向にあり、令和元（2019）年の144人から令和5（2023）年の64人と半減しています。

<待機児童数の推移>

分類	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
待機児童数（人）	144	107	86	61	64

資料 那珂川市（各年度3月1日時点）

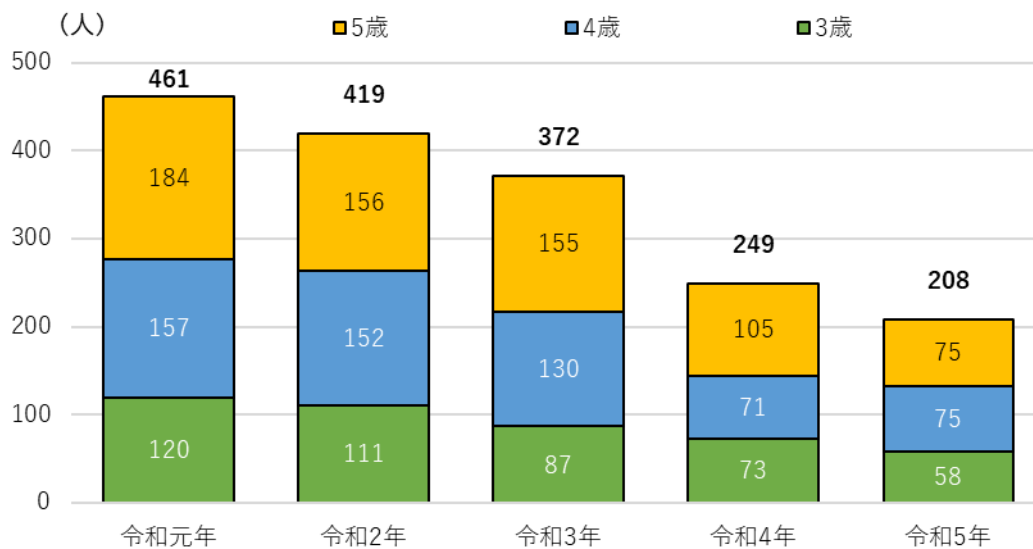
●幼稚園の状況

本市には、市立1カ所、私立1カ所の計2カ所の幼稚園があります（令和6（2024）年3月1日時点）。園児数は減少傾向にあり、直近5年間で半減しています。市立、私立ともに園児数は定員数を下回っており、定員に対する入所児童数は市内2園合計で63.0%となっています。

<幼稚園の利用状況>

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
市立	定員	460	455	280	90	90
	園児数	200	153	119	34	31
	入園率	43.5%	33.6%	42.5%	37.8%	34.4%
私立	定員	240	240	240	240	240
	園児数	261	266	253	215	177
	入園率	108.8%	110.8%	105.4%	89.6%	73.8%
合計	定員	700	695	520	330	330
園児数	3歳	120	111	87	73	58
	4歳	157	152	130	71	75
	5歳	184	156	155	105	75
	合計	461	419	372	249	208
入園率（園児数/定員）		65.9%	60.3%	71.5%	75.5%	63.0%

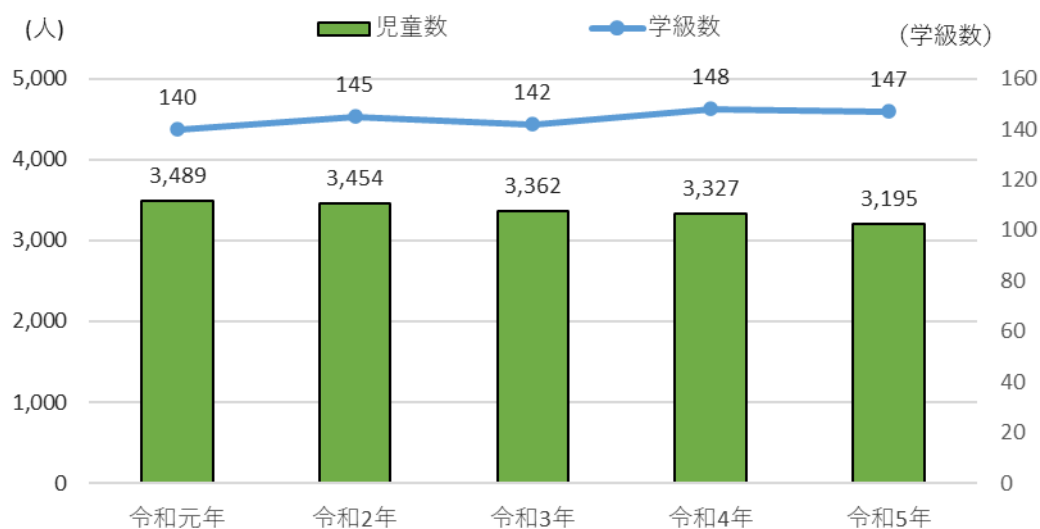
資料 那珂川市（各年度3月1日時点）



<幼稚園の園児数の推移>

●小学校の状況

本市には、小学校が7校あります。直近5年間に於いて、学級数は横ばいですが、児童数は減少傾向にあります。令和5（2023）年5月時点の児童数は3,195人となっており、学校別にみると、安德北小学校（758人）、岩戸北小学校（684人）、安德南小学校（568人）の順に多くなっています。



<児童数の推移（小学校）>

資料 那珂川市（各年度5月1日時点）

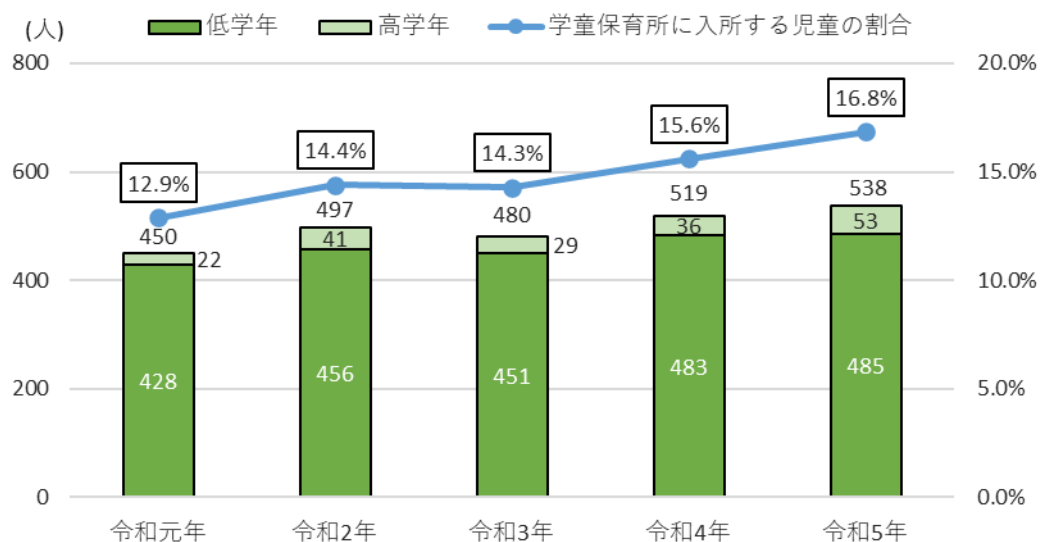
<小学校別の児童数>

学校名	児童数	学級数
安德小学校	343	16
南畑小学校	101	8
岩戸小学校	193	12
岩戸北小学校	684	31
安德北小学校	758	32
片縄小学校	548	24
安德南小学校	568	24
合計	3,195	147

資料 那珂川市（令和5年5月1日時点）

●学童保育所の利用状況

市内小学校7校それぞれに学童保育所を設置しています。学童保育の利用児童数は近年増加傾向にあり、直近5年間をみると学童保育所に入所する児童の数及び割合ともに増加しています。令和6（2024）年3月時点で学童保育の利用児童数は538人となっています。



<学童保育所の児童数の推移>

資料 那珂川市（各年度3月1日時点）

<学童保育所別の入所児童数>

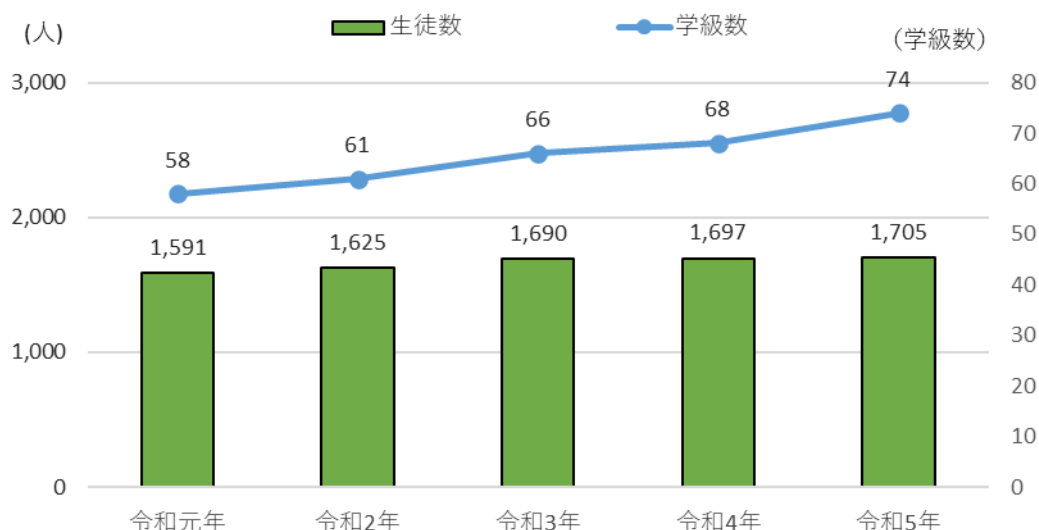
学校名	定員	入所児童数	入所率 (入所数/定員)
安德小学校	120	72	60.0%
南畑小学校	40	37	92.5%
岩戸小学校	80	30	37.5%
岩戸北小学校	120	92	76.7%
安德北小学校	120	116	96.7%
片縄小学校	120	103	85.8%
安德南小学校	120	88	73.3%
合計	720	538	74.7%

資料 那珂川市（令和6年3月1日時点）

●中学校の状況

本市には、中学校が3校あります。直近5年間に於いて、生徒数・学級数ともに増加傾向にあります。令和5（2023）年5月時点の生徒数は1,705人となっており、学校別にみると、那珂川南中学校（677人）、那珂川北中学校（533人）、那珂川中学校（495人）の順に多くなっています。

市内中学校に通う生徒の卒業後の進路は、ほとんどが進学となっています。



<生徒数の推移（中学校）>

資料 那珂川市（各年度5月1日時点）

<中学校別の生徒数>

学校名	生徒数	学級数
那珂川中学校	495	25
那珂川南中学校	677	26
那珂川北中学校	533	23
合計	1,705	74

資料 那珂川市（令和5年5月1日時点）

<中学校卒業後の状況>

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
進学者	547	99.1%	510	98.1%	512	99.0%	534	98.5%	552	98.0%
就職者	2	0.4%	1	0.2%	1	0.2%	2	0.4%	5	0.9%
その他	3	0.5%	9	1.7%	4	0.8%	6	1.1%	6	1.1%
合計	552	100%	520	100%	517	100%	542	100%	563	100%

資料 那珂川市（各年度5月1日時点）

(5) こどもを取り巻く環境

●いじめの認知件数・不登校児童数の状況

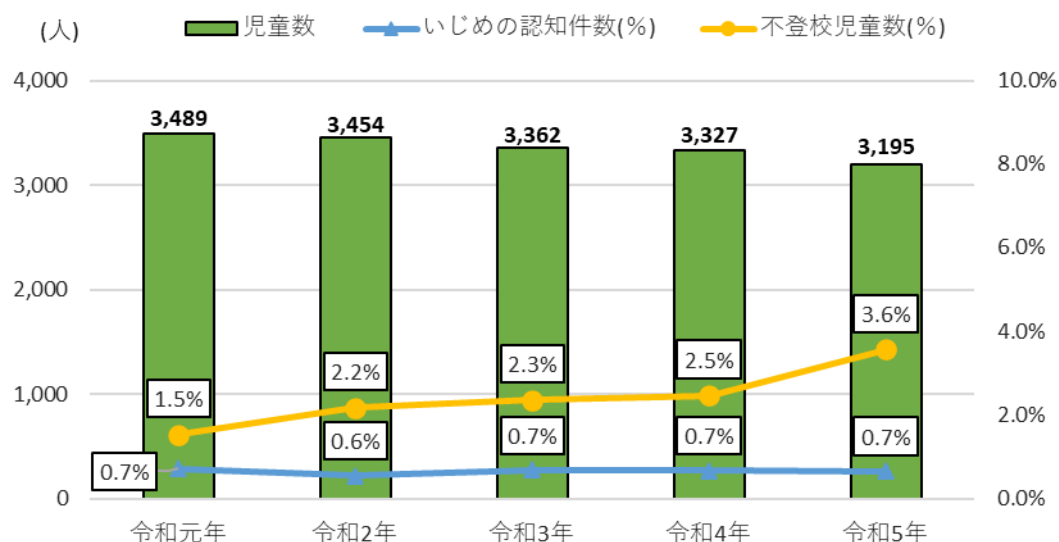
本市のいじめの認知件数及び不登校児童数の推移をみると、小学校においては、いじめの認知件数は横ばいの状況ですが、不登校児童数は増加傾向にあります。中学校においては、いじめの認知件数、不登校児童数ともに増加傾向にあります。

令和5（2023）年の児童数・生徒数における件数割合をみると、小学校ではいじめが0.7%、不登校が3.6%であり、中学校ではいじめが1.1%、不登校が11.7%となっています。

<いじめの認知件数及び不登校児童数（小学校）>

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
児童数（人）	3,489	3,454	3,362	3,327	3,195
いじめの認知件数（件）	25	19	23	22	21
不登校児童数（人）	53	75	79	82	114

資料 那珂川市



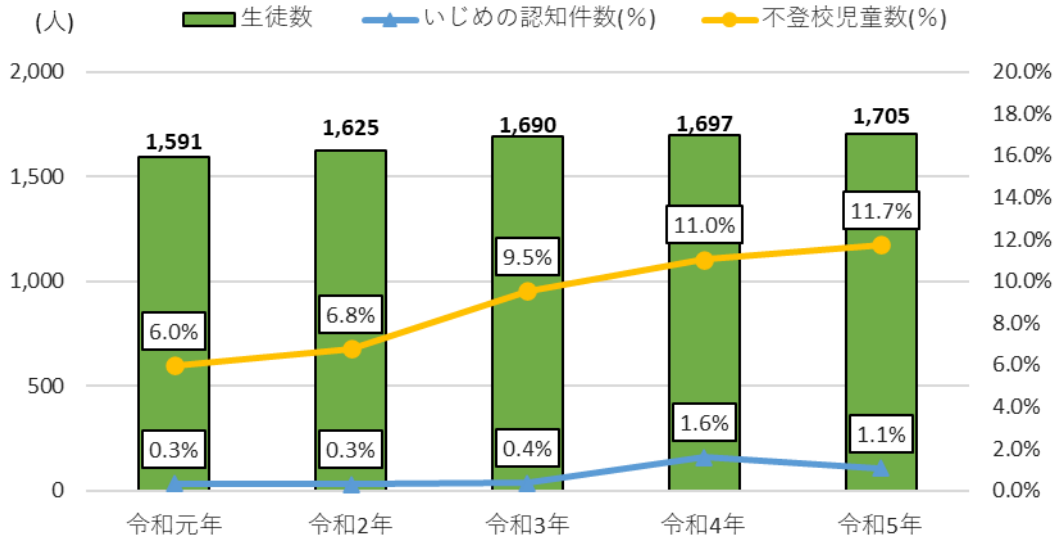
<いじめの認知件数及び不登校児童数の推移（小学校）>

資料 那珂川市

<いじめの認知件数及び不登校児童数（中学校）>

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
生徒数（人）	1,591	1,625	1,690	1,697	1,705
いじめの認知件数（件）	5	5	6	27	18
不登校児童数（人）	95	110	161	187	200

資料 那珂川市

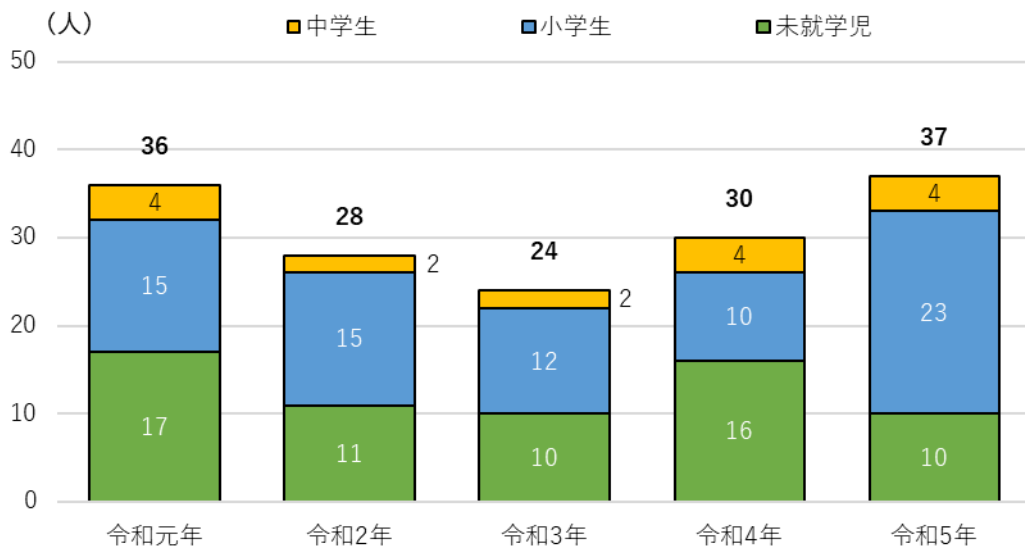


<いじめの認知件数及び不登校児童数の推移（中学校）>

資料 那珂川市

●児童虐待の状況

本市の児童虐待の通告件数は、令和3（2021）年までは年々減少していましたが、直近2年間は増加傾向にあります。中学生未満のこどもの割合が全体の8割以上となっています。



<児童虐待の通告件数の推移>

資料 那珂川市

(6) ニーズ調査結果の概要

1) 調査目的

- ・今回策定する計画や今後のこども・子育てに関する事業に活かすことを目的に、教育・保育及び子育て支援事業の利用実態や、市内の小中学校、高校に通うこどもの学校生活など、こどもを取り巻く環境を把握するために実施しました。

2) 調査期間

- ・令和6（2024）年2月～令和6（2024）年3月

3) 調査方法

- ・就学前及び就学児童の保護者については、調査対象を無作為抽出し、調査票を郵送、同封の返信用封筒にて回収しました。
- ・小学5年生、中学2年生のこども・保護者については、各学校を通じて調査票を配布・回収しました。高校2年生相当のこども・保護者については、各家庭に調査票を郵送し、同封の返信用封筒にて回収しました。

4) 配布・回収状況

対象者		配布数	送付	返信	回収数	回収率
保護者	就学前	1,000	郵送	郵送	469	46.9%
	就学児童	1,560	郵送	郵送	808	51.8%
	小学5年生 中学2年生	1,537	学校	学校	888	57.8%
	高校2年生		郵送	郵送		
小中高生	小学5年生 中学2年生	1,537	学校	学校	937	61.0%
	高校2年生		郵送	郵送		

5) 調査結果

①保護者（未就学児）

今後就労を希望している母親は多い

- ・父親はフルタイム、母親はパート・アルバイト等の就労が多いです。
- ・就労していない母親の中で、今後就労を希望している人は約8割と高いです。

教育・保育事業を長時間で定期的に利用したいニーズは高い

- ・教育・保育事業の定期利用者は85.9%です。1日当たりの利用時間は、8時間以上が半数を上回っており、定期的に長時間利用したいというニーズが高いです。
- ・認可保育所や認定こども園の利用が合計で7割以上であり、他の施設と比べ利用率が高いです。
- ・幼稚園の預かり保育やファミリー・サポート・センターの利用意向は、現在の利用状況を上回ります。

子育て支援に関する施設の利用状況は低く、公式 SNS 等での子育てに関する情報発信が重要

- ・子育て支援に関わる施設・サービスの認知度・利用状況・利用意向については、ミリカローデン那珂川やふれあいこども館、那珂川市公式 LINE が平均を大きく上回ります。
- ・こども総合相談窓口は、認知度・利用状況は平均を下回るものの、利用意向が平均を上回っていることから、認知度の向上に向けた情報発信等の取組が重要と考えられます。

長期休暇中や不定期の教育・保育事業の利用意向が高い

- ・長期休暇中の教育・保育事業は、週数日以上利用したい人が半数以上と利用ニーズが高いです。
- ・不定期な預かり事業は、利用していない人が8割以上と高いものの、利用意向は半数を上回ることから、利用者のニーズに応じたサービスの供給体制の整備が必要と考えられます。

育児休業制度の利用は母親が多いが、利用しなかった割合も一定数みられる

- ・育児休業制度の利用は、母親が49.5%、父親が4.3%と、男女間で利用率に差がみられます。
- ・育児休業明けの職場復帰については、母親・父親ともに8割以上と高く、希望する保育サービスを利用できた人が多いことが要因として考えられます。
- ・育児休業制度を利用しなかった人は約4割であり、子育てに専念するために退職する人が最も多いです。

こどもの生活習慣や発育等の子育てに関する悩みを抱えており、相談は身近な人に行っている

- ・子育てに関する悩みとして、妊娠中は育児や出産に関すること、現在はこどもの生活習慣や発育に関することが多いです。また、子育ての情報は、新聞・雑誌や本から入手する人が多くなっています。
- ・子育てに関する相談相手は、配偶者やこどもの祖父母など身近にいる人が多くなっています。

那珂川市は子育てしやすいまちと感じているが、子育て支援やこどもの遊び場に関する意見・要望もみられる

- ・那珂川市が「子育てしやすいまち」と回答した人は58.4%と半数を上回ります。
- ・子育てに関する意見や要望として、子育て支援の充実やこどもの遊び場の確保、子連れで楽しめる地域のイベントへの参加に関する意見が多く挙げられています。

②保護者（就学児童・小中高生）

母親はパート・アルバイト等の就労(希望)が多く、フルタイムへの転換希望も一定数みられる

- ・父親はフルタイム、母親はパート・アルバイト等の就労が最も多いです。
- ・パート・アルバイト等で就労する母親の中には、フルタイムへの転換希望が3割以上であり、就労支援の充実が求められます。

長期休暇中の学童保育所の利用ニーズは一定数みられる

- ・こどもが放課後過ごす場所として、自宅や習い事が半数で、学童保育所は約1割です。
- ・学童保育所に対する要望として、開設時間の延長や施設設備の改善、夏休みや冬休みといった長期休暇中における利用などのニーズが一定数みられます。

子育て支援に関するサービスの認知度と利用状況の向上に向けた取組が求められる

- ・子育て支援に関するサービスについては、那珂川市公式 LINE が認知度・利用状況・利用意向のすべてにおいて平均を上回ります。
- ・放課後子供教室は、認知度・利用状況ともに平均を下回るものの、利用意向が平均を上回っていることから、認知度の向上に向けた情報発信の充実が必要と考えられます。

こどもの生活習慣についての関心が高く、こどもが過ごす場所に不安を感じている

- ・こどもの睡眠習慣や食生活に関する取組を行っている家庭は9割以上と高いです。
- ・こどもの生活環境として、こども1人での外出、屋外で遊ばせることやこどもの遊ぶ場所の少なさに対する不安感が3割以上と高い傾向にあります。

家事・育児ともに母親の方が長時間となっている

- ・家事・育児ともに母親の方が長時間となっています。
- ・家事は、学年による違いはみられませんが、父母の間で約20時間の差があります。育児については、父母ともに学年が上がるにつれて時間が短縮されています。

子育てに関する悩みを抱えている人は7割以上

- ・子育てに関する悩みや心配事がある人は、7割以上と何かしらの悩みを抱えています。
- ・中学2年生では「勉強のこと」、高校2年生では「生活習慣」に対する悩みが最も多いです。

こどもの権利についての認知度は約8割、那珂川市こどもの権利条例の認知度は約3割

- ・こどもの権利の認知度は77.6%、那珂川市こどもの権利条例の認知度は28.8%です。
- ・那珂川市こども総合相談窓口の認知度は、こどもと比べて低いため、認知度の向上に向けた取組が必要と考えられます。

こどもの勉強を無料でみてる場所や仕事等に活かせる資格取得支援の利用意向が高い

- ・こども・子育てに関する支援策として「こどもの勉強を無料でみてる場所」や「自分が仕事や職業に活かせる資格を取るための支援」の利用意向が半数以上となっています。

子育ての費用負担の軽減やこどもの医療に関するニーズが高い

- ・子育て施策の充実を図ってほしいことは「費用負担の軽減」が約8割と突出しており、その他「医療機関の体制整備」が半数以上と、子育て費用やこどもの医療に関するニーズが高いです。

③小中高生（小学5年生・中学2年生・高校2年生相当）

学校の授業に分からない点を抱えているこどもがみられる

- ・学校への出席状況は、欠席や遅刻・早退をしない人が7割程度です。
- ・学校の授業については、どの学年も「教科によってわからないことがある」が最も高くなっています。

安く食事ができる場所や勉強を無料でみってくれる場所の利用意向は高い

- ・こども食堂のような安く食事ができる場所や、勉強を無料でみってくれる場所の利用経験・利用意向が4割以上となっています。
- ・中学2年生・高校2年生の勉強を無料でみってくれる場所の利用経験・利用意向は約半数です。

こどもの権利に関する内容の認知度が高い

- ・こどもの権利に関する認知度は7割以上であり、学年が上がるにつれて割合が増加しています。
- ・那珂川市こどもの権利条例を知っている人は、全体で15.8%です。中学2年生においては、知っている人が21.4%と他の学年と比べて高く、学校教育等での取組による影響が考えられます。

自分自身のことを肯定的に考えられる、自分の考えや思いを言うことができるこどもが多い

- ・自分のことについて、「自分には良いところがある」や「まわりのひとから大切にされている」と思う人が8割以上と高く、自分自身を肯定的に考えられるこどもが多い傾向にあります。
- ・自分の考えや思いを言うことができると回答したこどもも7割以上と高いです。

こどもの相談相手は友達や家族がメインで、将来に関する不安や悩みを抱える割合が高い

- ・こどもの相談相手は、「友だち」「家族や祖父母、親族」が約7割と身近にいる人が多いです。相談内容としては、「勉強、成績」「受験、進路、就職」など将来に関することが多いです。
- ・こどもの居場所として、「1人」や「家族といられる場所」が高い傾向にあります。

家族のお世話により、学校や勉強の時間をとれないこどもが一部みられるため、家庭状況に応じた取組が必要

- ・「家族の中にお世話をしている人がいる」と回答したこどもは、全体で13.6%であり一定数みられます。
- ・お世話をするこどもでできないと感じることについて、「特になし」が最も多いものの、「学校に行きたくても行けない」「宿題や勉強の時間がとれない」の回答も一定数みられることから、家庭の状況に応じた個別の支援や取組が必要と考えられます。

3. 計画策定上の課題

(1) 各種調査等から読み取れるこども・子育てを取り巻く環境の問題点

1) 統計資料から読み取れる問題点

○少子高齢化の進行、世帯規模の縮小が進む中、子育て世帯の孤立の防止

- ・総人口は近年増加を続けていますが、こども・若者人口は減少が続いています。また、総人口についても今後減少に転じることが予測されています。
- ・こどもがいる世帯の割合は、福岡県の平均を上回っています。
- ・夫婦とこどもからなる世帯や三世帯家族は減少し、ひとり親とこどもからなる世帯が増加するなど、世帯規模の縮小が進んでいます。
- ・家庭や地域において、こどもの見守りや子育てに関わる人が少なくなる中で、子育て世帯の孤立を防ぐことが求められます。

○出生数の減少を食い止めるために、子育てしたいと思える環境の整備

- ・本市の出生率は、福岡県と比べ高い水準にありますが、出生数は減少傾向にあります。
- ・若年層を含め就労の場を確保するなど、結婚を選択することができる環境の整備を進めていくことが求められます。

○女性が働き続けることができる環境の整備

- ・女性の就労状況については、20 歳代の就労率は高いですが、子育て世代の中心となる 30 歳代で落ち込みがみられます。また、本市の専業主婦の割合は、国や福岡県よりも高く、子育てとともに離職する人が多い傾向にあります。
- ・多様な働き方ができる環境を整えるなど、出産・子育てと仕事が両立できるような環境や体制の構築が求められます。

○教育・保育ニーズに応じた提供体制の構築

- ・未就学児の保育施設の入所数は増加傾向にあります。施設の定員数の拡充を行っていますが、定員数を上回る受け入れが続いています。一方、幼稚園の入所数は、年々減少しており、未就学児を持つ保護者のニーズに応じたサービス提供体制の検討や見直しが求められます。
- ・児童数は減少傾向にありますが、学童保育所の利用率は増加しています。

○いじめ・不登校・児童虐待に適切に対応できる体制の構築

- ・小学校、中学校ともにいじめ・不登校のこどもが一定数みられます。不登校については、増加傾向にあり、直近5年間で約2倍となっています。
- ・児童虐待も一定数確認されていることから、関係者が連携し、適切に対応できる体制の充実を図る必要があります。

2) アンケート結果から読み取れる問題点

【保護者】

○就労環境：就労を希望する母親は多い

- ・母親はパート・アルバイト等の就労が多いです。就労していない母親の中には、今後就労を希望している母親が多く、就学児童の保護者はフルタイムへの転換希望も一定数みられます。

○教育・保育事業：定期的な利用者は多く、幅広いニーズがみられる

- ・教育・保育事業の定期利用者は多く、長時間利用のニーズが高いです。学童保育所については、定期的な利用が一定数みられます。
- ・長期休暇中や不定期の教育・保育事業の利用意向が高いです。

○子育て：子育ての悩みを抱える人は多いが、市のサービス利用者は少ない

- ・こどもの生活習慣や発育など子育ての悩みを抱える人は多く、身近な人に相談しています。
- ・一部の施設を除き、子育て支援に関する施設の利用状況は低く、公式 SNS 等による子育てに関する情報発信の強化が求められます。
- ・家事、育児ともに母親が長時間行っており、父母の間に大きな差がみられます。
- ・勉強を無料でみてくれる場所や、仕事に活かせる資格取得の支援の利用意向が高いです。
- ・子育てしやすいまちと感じる人は多く、こどもの医療や遊び場に関するニーズが高いです。

○こどもの権利：那珂川市こどもの権利条例の認知度の向上が必要

- ・こどもの権利の認知度は約 8 割、那珂川市こどもの権利条例の認知度は約 3 割と認知度に差がみられるため、市こどもの権利条例の認知度向上に向けた取組が重要です。

【小中高生（小学 5 年生・中学 2 年生・高校 2 年生相当）】

○学校生活：授業に不安を抱えるこどもがいる

- ・学校への出席状況は「ほとんど欠席しない」が 7 割程度です。また、授業に分からない点を抱えているこどもがみられます。

○こどもの権利：こどもの権利を認知するこどもは多い

- ・こどもの権利の認知度は 7 割、市こどもの権利条例の認知度は 2 割弱です。
- ・自分自身を肯定的に考えられる、自分の考えを伝えられるこどもが多くなっています。

○こどもの居場所：こどもの相談先は限定的であり、居場所の確保が重要

- ・将来に関する不安や悩みを抱えるこどもが多く、主な相談先は友達や家族となっています。
- ・安く食事ができる場所の利用意向が高いです。

○ヤングケアラー：家族のお世話をすることこどもが一部いるため、適切な支援が必要

- ・家族のお世話により、学校に行く時間や宿題・勉強の時間をとれないこどもが一部みられるため、家庭状況に応じた取組が必要となります。

(2) 計画策定上の課題

前項で整理した各種調査より読み取れるこども・子育てに関する問題点の内容を踏まえ、計画を策定する上での課題は、次のとおりです。

<こどもの誕生前から幼少期まで>

- ・すべてのこどもが教育・保育サービスを享受できるように、多様なニーズに応じた提供体制を整える必要があります。
- ・子育てと仕事の両立ができる働き方や育児休業制度の利用など、安心して妊娠や出産、子育てができる環境を整えることが重要になります。
- ・幼少期のこどもから様々な体験・活動できる場の充実とともに、遊び場の確保を推進することが重要になります。

<学童期・思春期>

- ・こどもが安全・安心に成長できるよう、こどもの居場所や相談先の確保が必要になります。
- ・関係機関と連携し、児童虐待やいじめの未然防止を図るとともに、発生した場合の支援体制を整えることが重要です。
- ・支援が必要なこどもに対して、家庭状況等に応じた適切な支援が必要になります。

<青年期・子育て当事者>

- ・こどもの成長を地域全体で支えるためには、様々な形で地域と連携し、犯罪や交通事故などを予防する取組を推進することが重要になります。
- ・関係機関・団体などの連携強化を図り、仕事・子育てが両立できる環境づくりを推進することが必要になります。

<ライフステージ横断>

- ・こどもの権利が保障される社会の実現に向けて、こどもの権利に関する理解の促進を図る必要があります。
- ・支援が必要なこども及びその家族に適切な支援が行える体制を整える必要があります。
- ・子育てに関する総合的相談や支援を推進することが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

こどもは、一人ひとりが無限の可能性に満ちたかけがえない存在です。那珂川市こどもの権利条例第3条に掲げた「こどもを権利の主体として尊重すること」、「こどもにとって最もよいことを第一に考えること」、「こどもの成長・発達に配慮すること」は、こどもが生まれながらに持っている重要な権利です。また、こどもは、那珂川市こどもの権利条例第5条から第8条に掲げた「安心して生きる権利」、「自分らしく生きる権利」、「心豊かに育つ権利」、「意見を表明し参加する権利」の保障を求めることができます。

本市は、市民とともに、こどもの権利を保障し、こどもたちが平和と四季折々の自然のなかで、心身ともに健やかに成長・発達することができる、こどもにやさしいまちづくりを未来に向かって進めていくために、次の基本理念を掲げます。

基本理念

すべてのこどもが自分らしく 笑顔で暮らせるまち なかがわ

■計画の基本的な考え方

国の動向や県のこども計画の方向性を踏まえ、以下のとおりとします。

- こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。
- こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見・想いを聴き、対話しながら取組を進めていきます。
- こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、支援します。
- 予測困難な時代をこども・若者が生き抜く力を育成します。
- 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で夢や希望の実現に向けて成長できるようにします。
- 若い世代の生活基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を前提として、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組みます。

2. 基本目標

本計画の基本理念の実現に向け、次の5つの基本目標を設定し、取組の展開を図ります。

基本目標1 こどもの権利を尊重し、自分らしく成長できるまちをつくる

こどもの権利が保障される社会を実現するため、那珂川市こどもの権利条例の認知を深める中でこどもの権利に関する理解やこどもの意見表明・参加の機会の促進を図るとともに、こどもが健やかに成長できるよう居場所や活動の場の確保・充実に向けた取組を推進します。また、こどもの権利を保障する上で、重大な権利侵害である児童虐待やいじめ等の防止を図り、権利侵害に対する相談・救済を行います。加えて、貧困や障がいなど支援を必要とするこどもに対して、学校や地域、関係機関等と連携し、それぞれの状況に応じた支援を展開します。

基本目標2 幼少期までのこどもが適切な支援を受けられる環境をつくる

保育事業の利用者数の増加にともない、延長保育や休日保育、不定期な一時預かりなど、多様なニーズがみられており、その保育需要へ対応するため、保育サービス提供体制の整備を進めていきます。また、こどもが安全・安心に生活ができるよう、教育・保育施設の環境整備などを適切に行い、教育・保育環境の向上を図ります。

基本目標3 義務教育期のこどもが適切な支援を受けられる環境をつくる

こども一人ひとりが、自分らしく健やかに成長できるよう、こどもの個性や可能性を伸ばすため、学校教育の充実を図るとともに、家庭教育の充実など教育環境の整備を推進します。また、学童保育所へ入所する児童数が年々増加しており、需要が高まっています。入所児童が安全・安心に過ごせるよう施設整備を図ります。

基本目標4 安心して出産・子育てができるまちをつくる

妊娠・出産・子育てを安心してできるように、保健や医療などの関係機関と連携し、妊娠から子育てまで切れ目のない支援を行います。また、子育てに不安を抱える保護者に寄り添い、子育てに関する相談・情報提供の充実を図るとともに、子育てに関する経済的な負担の軽減に向けた取組を推進します。

基本目標5 地域協働によるこどもの成長を支える環境をつくる

こどもが健やかに成長するためには、家庭だけでなく地域全体で支えることが重要です。こどもの安全確保に向けた地域の様々な主体が連携し、犯罪や交通事故等を予防するための取組を推進します。また、こどもの成長を支える関係機関・団体などとの連携強化を図るとともに、仕事と子育てが両立できる環境づくりを目指します。

3. 施策の体系

基本理念、基本目標の達成に向けて、基本目標ごとに基本施策を定め、取組を推進します。

基本理念	ライフ ステージ	基本目標	基本施策
すべてのこどもが自分らしく 笑顔で暮らせるまち なかがわ	こどもの権利	1 こどもの権利を尊重し、自分らしく成長できるまちをつくる	(1) こどもの権利に関する理解の促進 (2) こどもの居場所・活動の充実 (3) 支援を必要とするこどもへの支援
	誕生～幼少期	2 幼少期までのこどもが適切な支援を受けられる環境をつくる	(1) 教育・保育サービスの充実
	学童・思春期	3 義務教育期のこどもが適切な支援を受けられる環境をつくる	(1) こどもの個性を伸ばす教育環境の整備 (2) 学童保育の充実
	子育て当事者	4 安心して出産・子育てができるまちをつくる	(1) 妊娠前から出産・幼少期までの切れ目のない支援 (2) 子育て家庭への支援 (3) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
	ライフステージ横断	5 地域協働によるこどもの成長を支える環境をつくる	(1) こどもが安全・安心で暮らしやすい地域づくり (2) 地域一体の子育て支援体制の構築 (3) ワークライフバランスの実現に向けた取組の推進

第4章 施策の展開

基本目標1 こどもの権利を尊重し、自分らしく成長できるまちをつくる

(1) こどもの権利に関する理解の促進

すべてのこどもが自分らしく成長するために、家庭・学校・地域などのあらゆる場面においてこどもの権利が保障されるよう、那珂川市こどもの権利条例の周知に向けた取組の推進により、こどもの権利についての理解促進を図ります。また、児童虐待やいじめなどの取組を強化することで、こどもの権利侵害の予防を図るとともに、権利侵害に対する相談・救済を行います。

① こどもの権利の意識啓発

取組	取組内容
こどもの権利の周知及び学びの支援	・ 那珂川市こどもの権利条例を令和3年4月に施行したことにより、こどもの権利の周知及び学びを支援します。
こども基本法やこどもまんなか社会の周知	・ こども基本法やこどもまんなか社会について、市報や市ホームページ・SNS等による情報発信及び普及啓発に努めます。
こどもの意見表明・参加の機会の促進	・ こどもに関連する施策の実施にあたっては、アンケートやワークショップを開催するなど、こどもが気持ち又は考えを表明したり、参加したりする機会を設けるように努めます。

② 児童虐待・いじめ等の防止

取組	取組内容
児童虐待防止対策の推進	・ 広報などを通じて児童虐待防止を呼びかけるとともに、虐待を行う保護者や虐待を行う恐れがある保護者へのケアや助言を行うため、家庭児童相談員や保健師等による家庭訪問や見守りを行います。 ・ サポートプランを作成し適切な時期に適切な支援を行います。
「要保護児童対策地域協議会」の設置・運営	・ 要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るため、「要保護児童対策地域協議会」を継続して設置し、必要に応じて実務者会議などを実施します。
体罰防止のための教職員等への人権教育	・ 学校における生徒指導において、体罰を行うことのないよう、教職員等の研修や指導を徹底します。
こどもの権利侵害に対する相談・救済	・ こども又はその関係者が、こどもの権利の侵害について相談することができる「こども総合相談窓口」及び「こどもの権利救済委員会」において、必要に応じて育ち学ぶ施設関係者及び関係機関と相互に連携して、こどもの権利の救済又は心身の回復を図るために必要な支援をします。

(2) こどもの居場所・活動の充実

こどものライフステージごとに、安心して安全に過ごせる居場所を多く確保するため、児童福祉施設や学校などの関係機関等と連携して取り組みます。また、年齢や発達の程度に応じた地域資源を活用した体験や活動ができる環境づくりを進めます。

① こどもの居場所の確保・充実

取組	取組内容
放課後児童対策パッケージの推進	・学童保育所と学校施設等を活用した放課後子供教室事業が一体となってこどもの居場所を確保することを目指し、教育委員会及び関係機関と連携し、放課後児童対策パッケージを推進します。 ・学童保育所の指導員と放課後子供教室の協力者が協働して就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、こども達に多様な体験活動等を行うことができる見守りを実施します。
「アンビシャス広場」活動事業の実施	・地域でこどもを見守る環境をつくるため、公民館や学校施設等を利用して実施する「アンビシャス広場」活動事業を実施します。

② こどもの遊び場の確保・充実

取組	取組内容
ふれあいこども館・恵子児童館の開放	・ふれあいこども館及び恵子児童館を、こどもが安心して遊べる場として提供します。
学校施設の地域開放	・こどもの遊び場を確保するため、学校休業時の小学校体育館施設（体育館、運動場）を放課後子供教室として開放します。
市民体育館の開放	・こどもの遊び場を確保するため、市民体育館をニュースポーツ体験広場として開放します。
こどもの遊び場の確保と整備	・こどもや子育て当事者の意見を踏まえ、安心して利用できるような公園遊具及び施設等の整備を行います。また、ボール遊びができるような設備や、フェンスの改修工事等を行います。 ・都市計画区域外においては、人口の増加が見込まれ、かつこどもの遊び場が少ない地域（南畑地区など）に、こどもや子育て当事者の意見を踏まえた公園整備を検討します。

③ 地域での体験活動の充実

取組	取組内容
体験型プログラムの実施	・ こどもたちの豊かな人間性と、自ら考え、学ぶ力を育てていくため、ふれあいこども館及び恵子児童館で小学生を対象にした体験型プログラム等を実施します。
おはなし会の実施	・ こどもたちの読書に対する興味を深め、想像力を豊かにするため、こどもたちとその保護者を対象にした、おはなし会の実施を支援します。
読書相談等業務の充実	・ こどもが利用しやすい図書館にするため、レファレンスによる調べ学習等の支援や学校貸出などのサービスを充実させます。
公民館事業等への講師の派遣	・ 文化財専門職員を講師として派遣し、地域の歴史や文化を学べる機会を提供します。
歴史体験学習の実施	・ 学習会の内容を充実させ、本体験を通してこどもたちがより深く古代の人々の暮らし等に興味を持つことができるプログラムにしています。
伝統行事を取り入れた保育行事の実施	・ 郷土に対する愛着の心を育むため、地域の伝統行事を取り入れた保育を推進します。

④ 多様な人との交流できる機会の確保

取組	取組内容
保幼小連携の推進	・ 保育施設や幼稚園での就学前教育や保育の質の向上を図るとともに、小学校への円滑な就学を支援するため、保育施設・幼稚園・小学校間において情報交流などを行います。
中学生との交流イベントの開催	・ 中学生が人を思いやる優しい心を育むため、また、園児が人とのふれあいの機会を広げるため、中学生と園児の交流を実施します。
ジュニアボランティアスタッフの育成	・ ジュニアボランティアが自己効力感を高めることができるように、ふれあいこども館の様々な取組の中でジュニアボランティアが活躍できる場を設定します。
ふれあいこども館、市立公民館との連携	・ 子育てサークルが活動しやすい環境をつくるため、ふれあいこども館と市立公民館が連携し、活動の場の提供や事業参加を促進します。
リーダー育成事業の実施	・ 将来の地域活動の担い手を育成するため、団体が実施する小中学生リーダー育成事業の支援を行います。
那珂川市ボランティア支援センター講座の実施	・ ボランティア・NPO団体等の活動を支援することにより、協働のまちづくりのパートナーの育成を図る講座を実施します。
ボランティア・NPO団体等のコーディネート促進	・ ボランティア・NPO団体等の活動を支援し、地域の人を支え、交流をもてるようコーディネートを促進します。

(3) 支援を必要とするこどもへの支援

いじめ、児童虐待、不登校・引きこもり、障がいなど、こども自身やその家庭状況など、一人ひとり置かれる状況は異なり、必要な支援も様々です。本人の意見を尊重し、それぞれの状況に応じた相談・支援事業を地域や学校など関係機関と連携し推進します。

① 登校できない状態にあるこどもへの支援

取組	取組内容
適応指導教室の充実	・ 心理的、情緒的な要因又はいじめ等により登校できない状態にある児童・生徒をケアし、社会的自立や学校復帰につなげていくため、適応指導教室の充実を図ります。

② 障がいのあるこどもへの支援

取組	取組内容
障がいのあるこどもについてのケース検討会議の開催	・ 保健・福祉・教育等の関係各課が連携し、問題の早期発見から就学前の一貫した相談・支援を行うため「ケース検討会議」を開催します。
保護者団体等への支援	・ 障がいのあるこどもとその保護者が日常的に様々な活動ができるよう、保護者などで組織する任意団体に対する支援を行います。
療育指導等の充実	・ 療育センターにじいろキッズにおいて、療育が必要なこどもの成長を支援するため、療育に関する相談や療育指導等の充実を図ります。
特別児童扶養手当の紹介・受付	・ 特別児童扶養手当法に基づく経済的支援を通じて障がい児をもつ世帯等を支援します。
重度障がい者医療費助成の実施	・ 保護者の経済負担を軽減するとともに、障がい児の健康の保持及び生活の安定を目的とし、医療費の一部を助成します。
障がい児機能回復訓練教室の開催	・ 障がい児の健康維持・増進及び機能向上を支援するため、水中運動やレクリエーションを取り入れたプール教室を開催します。
障害福祉サービス等の普及	・ 障がい児の日常生活を支援するため、短期入所（ショートステイ）、居宅介護（ホームヘルプ）、移動支援、日中一時支援、放課後等デイサービスなどに関する情報提供を充実します。
身体障がい児補装具費の支給	・ 身体障がい児の世帯の経済的負担を軽減するため、補装具購入及び修理に関する費用の支給を行います。
障がい児日常生活用具の給付	・ 障がい児の世帯の経済的負担を軽減するため、日常生活用具の給付を行います。
障がい児保育・教育の推進	・ 障がいのある乳幼児が、教育・保育施設や幼稚園、学童保育所などに入所（園）できるよう、保育士等を加配できる制度の充実を図ります。

取組	取組内容
公立幼稚園・保育所における障がい児の受け入れ促進	・障がいのある乳幼児が保育所や幼稚園に入園できるよう、保育士や教諭の加配を行い、受入体制を整えます。
学童保育所指導員を対象にした研修会の実施	・学童保育における障がい児保育の質を向上するため、指導員研修会を実施します。
特別支援学級の充実	・特別な支援が必要な児童・生徒への教育及び支援を行うため、小中学校に特別支援学級及び通級指導教室の充実を図ります。
障がい児保育に関する職員研修の実施	・障がいに応じた保育や教育ができるよう、障がい児保育や教育に関する研修を実施します。
バリアフリーに配慮した環境改善	・障がいを持つ子どもが支障なく移動でき安全に過ごせるよう、施設の改善を行います。

③ ヤングケアラー等の配慮が必要な子どもへの支援

取組	取組内容
ヤングケアラーに関する実態の把握	・家事や家族の介護等を行うヤングケアラーを支援するため、関係機関が連携し、ヤングケアラーの早期把握に向けて取り組みます。
ヤングケアラーに対する支援の強化	・ヤングケアラーに対して適切な支援を行うために、福祉・医療・教育などの関係機関間の連携を強化し、相談者が気軽に相談できる環境づくりに努めます。
ヤングケアラーに関する意識の醸成	・ヤングケアラーの早期把握に向けて、学校や関係機関等と連携し、ヤングケアラーに関する啓発活動を行い、子どもたちへの認知度の向上を図ります。

基本目標2 幼少期までのこどもが適切な支援を受けられる環境をつくる

(1) 教育・保育サービスの充実

教育・保育事業の需要拡大に対応するため、待機児童の解消に向けた取組を進めるとともに、利用者の多様なニーズに応じた教育・保育サービスの提供体制を整備します。また、こどもが安全・安心に過ごせる保育環境を確保するため、保育施設の修繕など計画的な整備を行います。

① 多様な保育サービスへの対応

取組	取組内容
保育時間の拡大	・認可保育施設において、通常保育外の時間帯の保育について、ニーズを踏まえて実施します。
休日保育の実施検討	・認可保育施設における日曜日や休日の保育について、ニーズを踏まえて検討を行います。
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の実施	・保護者の疾病や仕事等によりこどもの養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、こどもを児童福祉施設等で一時的に預かる子育て短期支援事業を実施します。
一時預かり事業の実施	・一時的に保育が必要となる家庭のために、認可保育施設・幼稚園等における一時預かりを実施します。
病児・病後児保育の実施	・こどもが病気でも仕事を休むことができない保護者等をサポートするために、病気や病後回復期にある児童の保育事業を実施します。
認可保育施設による保育の実施	・保護者が仕事や病気などで日中保育ができない乳幼児を保育するために、認可保育施設による保育サービスを提供します。
待機児童のない施設環境整備	・認可保育施設における待機児童をなくすため、利用者のニーズを把握しながら保育体制を整備します。

② 公立教育・保育施設のサービスの充実

取組	取組内容
安全な保育の実施	・保育所や幼稚園の施設の不具合によってケガや事故が発生しないよう、定期的な施設の整備や点検を実施します。また、保育中の事故が発生しないよう、事故防止に関する職員研修等を実施します。
幼稚園職員研修の実施	・幼稚園教諭としての意識や技術を高め、質の高い就学前教育を行うため、施設内外での研修の積極的な参加と実施を推進します。
保育所職員研修の実施	・保育士としての意識や技術を高め、質の高い就学前教育を行うため、施設内外での研修の積極的な参加と実施を推進します。

③ 私立保育施設等への支援

取組	取組内容
私立保育施設の施設整備 に対する支援	・ 私立認可保育施設においても、安全な保育環境の維持ができるよう、必要に応じて施設整備に対する支援を行います。
届出（認可外）保育施設 への支援	・ 市内の届出保育施設の保育環境を向上し、民間保育サービスにおける安全・衛生を確保するため、届出保育施設に対する支援を行います。

基本目標3 義務教育期のこどもが適切な支援を受けられる環境をつくる

(1) こどもの個性を伸ばす教育環境の整備

こども一人ひとりの個性や可能性を伸ばすこと、豊かな人間性を育む上で、教育は重要です。そのため、学校教育の充実化を図るだけでなく、家庭における学習や地域での体験活動など様々な体験ができる機会の確保・充実に取り組みます。

① 学校教育の充実

取組	取組内容
基礎学力指導の徹底	・「確かな学力」と「生きる力」を育むため、基礎学力の定着に向けた教科学習を徹底していきます。
学校外活動の推進	・こども達が地域や自然に触れ、豊かな情操を育むとともに、人々とのふれあいの中から社会性を学び仲間づくりができるよう、学校外での教育活動の実施を推進します。
学校における授業研修体制の確立	・教員の指導力を高めるため、計画的な校内研修や研究発表会等を実施します。
総合的な学習の推進	・自ら課題を見つけ、自ら学び考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることに主眼を置いた教育を行うため、小中学校での総合的な学習の充実を図ります。
コミュニティスクールの推進	・市内全小中学校で実施されている学校運営協議会において、地域と保護者も参画した学校運営の充実を図ります。
地域人材活用による教育支援の充実	・市内小・中学校におけるボランティア活用による教育の充実に一層努め、地域に開かれ、地域と共に進める教育のさらなる充実に努めます。
学校施設の改善	・ゆとりある教育環境をつくるため、児童生徒数や学級に応じ施設の整備を行います。
学校における保健教育の実施	・児童、生徒の健康保持増進を図るため、学校において養護教諭などによる保健指導を行います。
学校における食育の実施	・偏食や欠食をすることもなくし、体力、学力の向上に資するため、各学校において食に関する指導計画を策定し、栄養教諭・学校栄養職員を中心に食育を推進します。
プレコンセプションケアの推進	・男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すよう学校と連携しながら取組を推進します。

② 家庭教育の充実

取組	取組内容
家庭教育学級の実施	・子育てについて学習し、良好な親子関係や家庭環境をつくるため、家庭教育学級を実施します。
学習会などに参加しやすい環境の整備	・託児環境の普及など、保護者が学習会などへ参加しやすい環境をつくれます。
家庭教育学級の弾力化	・家庭形態の多様化に対応できるよう、曜日や時間帯などに配慮して開催します。また、チラシや広報紙、SNS による講座の周知を行います。

(2) 学童保育の充実

こどもが放課後に安全・安心に過ごせ、健全な成長を支援するため、学童保育所の施設整備を図るとともに、希望するすべてのこどもが入所できる体制構築を進めます。

① 学童保育の充実

取組	取組内容
安全な学童保育環境の整備	・児童が安全で快適に生活できる環境をつくるため、適正な施設の維持管理を行います。
学童保育所の設置・運営	・児童が放課後などに安全に生活できる場をつくり、健全な児童を育成するため、市立小学校内に学童保育所を設置し運営します。
待機児童のない施設環境整備	・学童保育における待機児童が今後生じないよう、利用者ニーズを把握しながら利用を希望する児童が利用できる環境を整備します。

基本目標4 安心して出産・子育てができるまちをつくる

(1) 妊娠前から出産・幼少期までの切れ目のない支援

妊娠・出産・子育てが安心してできるよう、産婦健康診査や産後ケア等の伴走型支援を行います。また、新生児訪問を通して育児に関する相談等の対応も行います。引き続き、これらの支援を実施し、こどもと母親の心身の健康の確保に努めます。

① 妊産婦・乳幼児の健康づくり

取組	取組内容
妊産婦に対する伴走型支援の実施	・妊産婦が安心して出産、育児ができることを目的に、母子健康手帳の交付、妊娠8か月時のアンケート、産婦健康診査、産後ケア事業等を実施し、妊産婦に対する切れ目のない支援を提供します。
新生児訪問の実施	・妊産婦、乳幼児の健康保持・増進のため、身体状況及び生活環境等を把握し、日常生活に関する保健指導や情報提供を行います。また、産後うつ予防のためのアンケートを実施し、相談や情報提供を行います。
父親の育児参加における啓発	・妊娠・出産・育児について、母親と父親が一緒に学んでいけるようパンフレットや父子健康手帳を配布します。

(2) 子育て家庭への支援

こどもを持つすべての家庭が、安心して子育てができるよう、相談体制を整備するとともに、保護者同士の交流によるコミュニティづくりなど、子育てに関する不安や悩みを家庭内で抱えこむことがないよう総合的な取組を推進します。また、市広報だけではなく、市ホームページやSNS等を用いた子育てに関する情報発信の強化を図ります。

① 子育て支援の場の充実

取組	取組内容
ふれあいこども館の運営	・子育て中の親子が安心して遊んだり、相互交流したりできる、地域子育て支援拠点としてふれあいこども館を運営します。あわせて、小中高生（学校に在籍していない18歳未満を含む）が安心して過ごせる居場所として、遊んだり学習したりできる児童館機能も併せ持つ施設としても運営します。
地域子育て支援拠点の充実	・子育て支援サービスの機能的な充実を図るため、ふれあいこども館と地域の子育てサロンとが連携し、子育て中の親子の支援を行います。
親子のふれあいを推進する場の提供	・親子の絆を深めるため、親子で一緒に触れ合うことができる場を提供し、保育士などにより触れ合い方の指導を行います。

取組	取組内容
育児相談及び講座の実施	・ 親が抱く子育ての不安を解消するため、保育士などによる育児相談及び講座を実施します。
子育てサークルの育成	・ 子育てをしている親同士でつくるサークル活動を活発にするため、サークル活動に役立つ情報を提供するなど、育成を支援します。
本を通じた親子の交流の場の提供	・ 本を通じて、親子の絆を深めるため、乳児とその保護者を対象にしたブックスタート事業を行います。
地域子育て支援拠点のサテライト施設の拡充	・ 社会教育施設において子育て支援に関する図書、DVD の貸し出しを実施します。
保育施設における育児相談や保育指導の実施	・ 保育施設に入所していない乳幼児と保護者を対象に、認可保育施設で保育施設体験や保育についての助言・指導、育児相談などを行います。

② 相談・情報提供の充実

取組	取組内容
訪問・電話等による相談の実施	・ 子育てやこどもの発育に関する悩みや心配事について、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談・支援を行えるように、専門の相談員による相談を行います。
利用者支援の実施	・ 子育て中の保護者からの相談に応じ、ふれあいこども館の利用や「ことばの相談」等の事業の情報提供や助言、その他の援助を実施します。また、必要に応じ、関係機関との連絡調整等を行います。
インターネット等による子育て情報の発信	・ 市ホームページや子育て情報誌「nobi nobi」、母子手帳アプリ「母子モ」を活用して子育てに関する情報を発信します。
児童館情報の発信	・ ふれあいこども館及び恵子児童館設置の目的や実施事業を広く市民に知らせるため、様々な手法により児童館情報を発信します。

③ 保護者間での交流の促進

取組	取組内容
子育てサークルの活動の場の提供	・ 子育てサークルを支援するため、活動場所としてふれあいこども館や地区公民館など、公共施設を提供します。
子育て世代の交流の場の提供	・ 子育て中の保護者の孤立化を防止するため、子育てステップアップセミナーや遊び広場などを開催し、交流の場を提供します。

(3) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

保護者の就業状況や経済状況などにより、子育てや教育に関してそれぞれの状況に応じた支援が必要となります。家庭の状況に左右されず、すべてのこどもが希望する機会が得られるよう、保護者への適切な支援を推進します。

① 経済的負担の軽減

取組	取組内容
こどもにかかる医療費の助成	・子育てにかかる保護者の経済的な負担を軽減するとともに、乳幼児及び児童の疾病の早期発見と治療を促進し、こどもの保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費を助成します。
入院が必要な未熟児にかかる医療費の助成	・子育てにかかる保護者の経済的な負担を軽減するとともに、医療を必要とする未熟児の健全な育成を図るため、医療費の一部を助成します。
ひとり親家庭等への医療費助成	・ひとり親家庭等の経済的な負担を軽減するとともに、心身の健康の向上に寄与し、家族の福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。
児童扶養手当の支給	・児童扶養手当法に基づく経済的支援を通じて、ひとり親家庭等を支援します。
児童手当の支給	・児童手当法に基づく経済的支援を通じて、高校生年代までのこどもを養育する家庭を支援します。
学童保育所利用料金の助成	・生活保護受給世帯や児童扶養手当受給世帯、市民税非課税世帯など、経済的に生計が厳しい世帯に対して、学童保育所の利用料金に対する助成を行います。
実費徴収に係る補足給付費の交付	・低所得世帯を対象に、特定教育・保育施設等が実費徴収する給食費（副食費）に要する費用の一部を補助する事業を行います。
就学援助費の支給	・経済的な理由によって就学が困難な世帯に対して、給食費や学用品費の一部を援助します。

② 支援制度に関する普及啓発

取組	取組内容
自立支援教育訓練給付金等の活用促進	・母子家庭の母親及び父子家庭の父親の就労を支援するため、自立支援教育訓練給付金等の活用を促進します。
経済的支援制度の普及促進	・経済的に困窮するひとり親家庭等に対し、福岡県の貸付制度などの紹介や活用をサポートします。

基本目標5 地域協働によるこどもの成長を支える環境をつくる

(1) こどもが安全・安心で暮らしやすい地域づくり

こどもの安全・安心を確保するため、学校や自治会、関係団体等、地域全体が協働し、犯罪や交通事故等からこどもを守る取組を推進するとともに、子育てにやさしい環境の整備を進めます。

① こどもの見守り活動の充実

取組	取組内容
交通安全教室・防犯教室の開催への支援	・交通事故や犯罪に遭う児童をなくすため、学校・地域・警察と連携し、交通安全教室や防犯教室が開催できるように支援します。
各区防犯活動への支援	・地域における自主防犯活動を推進するため、各行政区が取り組む地域防犯活動を支援します。
防犯パトロールの実施支援	・地域での児童の安全確保や青少年の非行を防止するため、青パトの整備など地域住民による防犯パトロール活動を支援します。
防犯意識の啓発	・防犯意識を高めるため、チラシや SNS を使用し、防犯に関する住民への情報提供を行います。
青少年指導員会の設置	・青少年の非行を防止し、健全な育成を図るため、青少年指導員会を設置し活動を支援します。
青少年育成市民会議の支援	・地域が一体となった青少年の健全育成の活発な取組を推進するため、青少年育成市民会議の活動を支援します。

② すべてのこどもにとって安全な環境の整備

取組	取組内容
道路照明灯の設置促進	・街路灯の多くが水銀灯であるが、水銀灯は既に製造が終了しているため、修繕が必要になったものから LED に更新していきます。
公共空間のバリアフリー化の推進	・ベビーカーや車いすでの移動に配慮した生活環境のバリアフリーを推進するため、道路（車道、歩道）及び公共施設における整備を進めます。
ユニバーサルデザインの普及	・すべての人が使用できるデザインの構築に向けて、ユニバーサルデザインの普及に努めます。
情報モラル教育の推進	・すべてのこどもが安全・安心にインターネットを利用できるよう普及啓発や勉強会等を実施し、インターネットの正しい使い方の学習やトラブルの未然防止等を図ります。

(2) 地域一体の子育て支援体制の構築

保護者の子育てに関する負担を軽減するため、保育施設や学童保育所等の教育・保育サービスのみならず、地域全体でこどもの成長を見守ることが重要です。そのためには、校区や自治会での連携強化を図り、地域全体で支える体制の構築に向けた取組を推進します。

① 地域で子育てを支える活動の充実

取組	取組内容
住民相互の子育て支援	・地域で子育てを支援するため、就労の有無に関わらず、子育てを住民相互で支援するファミリー・サポート・センターを運営します。
自治会・各種連絡協議会との連携	・地域に根ざした子育てを展開するために、自治会や各種連絡協議会との協力体制、連携を深めます。
各種地域行事の支援	・地域住民のコミュニティ意識の醸成に向けて、区公民館活動や社会教育団体のイベントなどを積極的に支援します。

(3) ワークライフバランスの実現に向けた取組の推進

保護者の就労意向が高まり、仕事と子育ての両立が課題として顕在化している中で、女性に偏る傾向のある育児や家事を、男性・女性がともに担える環境の実現に向けた取組の推進を図ります。また、就労を希望する保護者が、その希望を実現できるよう就職支援を引き続き行い、子育てと仕事の両立のしやすいまちづくりを推進します。

① 男女共同参画の推進

取組	取組内容
子育てと仕事の両立のための広報・啓発	・労働者や事業主、市民に対して、子育てと仕事の両立を果たせるよう、講座やイベントの情報提供を行います。
男性が子育てに関わる機会の提供	・男性の子育て参加を推進するため、男性を対象とした講座などを開催します。

② 就労環境の改善に向けた取組の推進

取組	取組内容
再就職支援のための情報提供	・出産・子育てなどにより退職した女性が再就職できるよう、技能や資格取得のための講座に関する情報提供を行います。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育の量の見込み、確保に向けた取組を検討するにあたり、子ども・子育て支援法第61条により、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育施設の利用状況等を総合的に勘案し、保護者やこどもが居住より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」）を定める必要があります。

本市では、南北に長い地形になっているものの、生活圏が市の北部から中部に集中しており、現在のサービス利用状況から勘案した結果、前計画に引き続き市全域を1つの区域として設定します。

2. 教育・保育の提供体制の確保と取組

(1) 教育・保育施設の需要量の見込みと確保の方策

ニーズ調査及び実績等を下に、那珂川市に居住するこどもの幼稚園や保育所等の利用状況や利用希望を踏まえて、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。

また、「量の見込み」に対応する「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

① 教育・保育給付認定区分の設定

教育・保育給付認定区分は、以下のように設定します。

教育・保育 給付認定	対象年齢	保育の必要性	利用できる施設・事業
1号認定	3～5歳	なし	認定こども園（幼稚園部分） 幼稚園
2号認定	3～5歳	あり	認定こども園（保育所部分） 保育所
3号認定	0～2歳	あり	認定こども園（保育所部分） 保育所 地域型保育事業

② 量の見込みと確保方策

■ 1号認定

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		425	421	417	413	410
確保 方 策	特定教育・保育施設※1	510	510	510	510	510
	確認を受けない幼稚園	45	45	45	45	45
	届出保育施設					
	企業主導型保育事業(地域 枠)					
	地域型保育事業※2					
②確保方策の合計		555	555	555	555	555
	②-①=	130	134	138	142	145

(単位：人)

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

■ 2号認定

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		848	840	833	826	818
確保方策	特定教育・保育施設	780	780	780	780	780
	確認を受けない幼稚園					
	届出保育施設	18	18	18	18	18
	企業主導型保育事業(地域枠)	25	25	25	25	25
	地域型保育事業					
②確保方策の合計		823	823	823	823	823
	②-①=	▲25	▲17	▲10	▲3	5

(単位：人)

■ 3号認定（0歳児）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		166	167	168	168	169
確保方策	特定教育・保育施設	140	140	140	140	140
	確認を受けない幼稚園					
	届出保育施設	6	6	6	6	6
	企業主導型保育事業(地域枠)	15	15	15	15	15
	地域型保育事業	12	12	12	12	12
②確保方策の合計		173	173	173	173	173
	②-①=	7	6	5	5	4

(単位：人)

■ 3号認定（1歳児）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		228	229	230	231	233
確保方策	特定教育・保育施設	213	213	213	213	213
	確認を受けない幼稚園					
	届出保育施設	10	10	10	10	10
	企業主導型保育事業(地域枠)	37	37	37	37	37
	地域型保育事業	12	12	12	12	12
②確保方策の合計		272	272	272	272	272
	②-①=	44	43	42	41	39

(単位：人)

■ 3号認定（2歳児）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		252	254	256	257	258
確保 方 策	特定教育・保育施設	228	228	228	228	228
	確認を受けない幼稚園					
	届出保育施設	10	10	10	10	10
	企業主導型保育事業(地域 枠)	43	43	43	43	43
	地域型保育事業	14	14	14	14	14
②確保方策の合計		295	295	295	295	295
②-①＝		43	41	39	38	37

(単位：人)

③ 確保内容について

■ 1号認定の確保内容

1号認定の確保については、幼稚園及び認定こども園で受け入れを行っていきます。なお、量の見込みは減少することが予想され、確保方策は十分充足しています。

■ 2号認定及び3号認定の確保内容

2号認定及び3号認定の確保については、保育施設等で受け入れを行っていきます。なお、2号認定については、令和11年度には定員の確保ができる見通しですが、それまでの間に発生する不足については、認可保育施設が利用定員を超えて児童の受け入れを行う「利用定員の弾力化」を用いて待機児童の解消を行います。

(2) 教育・保育施設の連携の強化

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い幼児教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るためには、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業、その他子ども・子育て支援を行う者同士、相互の密接な連携が必要です。

このため、こども一人ひとりの健やかな成長を目指し、これらの関係者間の連携強化に努めます。

(3) 教育・保育の質の向上

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、質の高い幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を図るため、人材の確保・育成に努めます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保に向けた方策

ニーズ調査及び実績等を下に、那珂川市に居住するこどもの地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望を踏まえて、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定します。

また、「量の見込み」に対応する「地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

(1) 時間外保育事業（延長保育）

■事業概要

保護者の就労状況により、認可保育施設で通常の保育時間外において、延長保育を行う事業。現在は、認可保育施設にて1時間の延長保育を実施しています。

■対象年齢

0～5歳

■量の見込みと確保数

	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
①量の見込み	150	150	150	150	150
②確保数	150	150	150	150	150
②－①＝	0	0	0	0	0

(単位：人)

■確保方策について

現在行っている時間外保育を継続して実施します。

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

■事業概要

保護者の就労や疾病等を理由に、放課後に家庭で保育できない状況にある市内小学校に通う児童に対して、専用施設や小学校の余裕教室などを利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

■対象児童

1～6年生

■量の見込みと確保数

	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
①量の見込み	652	652	652	652	652
1年生	249	249	249	249	249
2年生	202	202	202	202	202
3年生	131	131	131	131	131
4年生	55	55	55	55	55
5年生	12	12	12	12	12
6年生	3	3	3	3	3
②確保数	720	720	720	720	720
②－①＝	68	68	68	68	68

(単位：人)

■確保方策について

確保数については充足しています。今後は質の向上も含め利用者ニーズを満たすように努めます。

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）及び放課後子供教室の一体的な実施

■事業概要

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ。）が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省とこども家庭庁が協力し、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子供教室）。

■対象児童

1～6年生

■量の見込みと確保数

	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保数	7	7	7	7	7
②－①＝	0	0	0	0	0

（単位：箇所）

■確保方策について

令和6年度より、市内小学校全校で実施しており、今後も継続して実施します。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

■事業概要

【短期入所生活援助（ショートステイ）事業】

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童福祉施設等で一時的に預かります。

【夜間養護等（トワイライト）事業】

保護者が仕事その他の事由により平日の夜間または休日に不在になることで家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合に、児童を児童福祉施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。

■対象年齢

0～5歳

■量の見込みと確保数

	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
①量の見込み	12	15	15	18	18
②確保数	12	15	15	18	18
②－①＝	0	0	0	0	0

（単位：人日）

■確保方策について

児童福祉施設等への委託に加えて、令和5年度から実施している市内在住の里親への委託によって、子育て短期支援事業の推進に努めます。

(5) 地域子育て支援拠点事業

■事業概要

乳幼児及びその保護者が相互交流できる場所を開設し、子育てに関する相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業。現在、ふれあいこども館、なかがわ保育園及び南畑ピノキオ森のこども園の3施設で実施しています。

■対象年齢

0～5歳

■量の見込みと確保数

	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
①量の見込み	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056
②確保数	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056
③確保数 (施設数)	3	3	3	3	3
②－①＝	0	0	0	0	0

(単位：人回/月)

■確保方策について

子育て中の親子が安心して遊んだり、相互交流ができるよう、今後も引き続き、状況に応じた地域子育て支援拠点事業の推進に努めます。

(6) 一時預かり事業（幼稚園型）

■事業概要

幼稚園に在籍している児童を対象として、通常の就園時間を超えて実施する一時預かり事業。現在は、認定こども園4カ所と私立幼稚園1カ所が預かり保育を実施しています。

■対象年齢

3～5歳

■量の見込みと確保数

	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
①量の見込み	15,869	15,869	15,869	15,869	15,869
②確保数	15,869	15,869	15,869	15,869	15,869
②－①＝	0	0	0	0	0

(単位：人日)

■確保方策について

現在行っている一時預かり保育を継続して実施します。

(7) 一時預かり事業（保育所、ファミリー・サポート・センター）

■事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間に保育所やその他の場所で一時的に預かる事業。現在、私立認可保育所の一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業により実施しています。

■対象年齢

0～5歳

■量の見込みと確保数

	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
①量の見込み	333	333	333	333	333
②確保数	333	333	333	333	333
②－①＝	0	0	0	0	0

(単位：人日)

■確保方策について

認可保育所やファミリー・サポート・センター事業による一時預かり事業の推進を図ります。ファミリー・サポート・センター事業については、会員数の増加を図り受け皿の拡大に努めます。

(8) 病児・病後児保育事業

■事業概要

急な発熱等の病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な児童を一時的に医療機関などにおいて保育を行う事業。現在、市内医療機関、ファミリー・サポート・センター事業により実施しています。

■対象児童

0～12歳

■量の見込みと確保数

	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
①量の見込み	553	703	703	703	703
②確保数	553	703	703	703	703
②－①＝	0	0	0	0	0

(単位：人日)

■確保方策について

医療機関への業務委託やファミリー・サポート・センター事業による病児・病後児の預かりを推進し、拡充に向けて取り組みます。

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

■事業概要

就学児童の預かりや送迎等の援助を必要とするおねがい会員及びそのおねがい会員を援助するおたすけ会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。現在、ファミリー・サポート・センター事業により実施しています。

■対象児童

就学児童（１～６年生）

■量の見込みと確保数

	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保数	5	5	5	5	5
②－①＝	0	0	0	0	0

（単位：人日）

■確保方策について

援助が必要なおねがい会員の希望日程や内容など、利用者のニーズが満たされるサービスが提供できるように、援助するおたすけ会員の確保に努めます。

(10) 利用者支援事業

■事業概要

こども及びその保護者等が教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。

本市では、ふれあいこども館において、利用者支援事業の「基本型」として、子育て家庭等からの日常的な相談を受け、個別のニーズ等を把握するとともに、子育て支援に関する情報の提供を行っています。

同時に、「こども家庭センター型」として、妊婦期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施しています。

■対象児童

0歳～5歳

■量の見込みと確保数

	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
<基本型>					
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保数	1	1	1	1	1
②－①＝	0	0	0	0	0
<こども家庭センター型>					
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保数	1	1	1	1	1
②－①＝	0	0	0	0	0

(単位：箇所)

■確保方策について

ふれあいこども館及びこども家庭センターにおいて、子育て支援に関する情報を集約し、多様化する個別ニーズを把握し、情報提供及び必要に応じた相談・助言が行えるよう対応していきます。

また、こども家庭センターをこども応援課内に継続して設置し、妊娠期から切れ目ない支援を行っていきます。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

■事業概要

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や発育状況、育児環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言等により育児不安の軽減を図る事業。産婦の健康管理及び必要な指導を実施します。

■対象年齢

0歳児

■量の見込みと確保方策

	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
量の見込み	323	324	324	324	324
確保方策	【実施体制】助産師1名、保健師5名 【実施機関】こども応援課				

(単位：人)

(12) 養育支援訪問事業

■事業概要

乳児全戸訪問事業等により、継続して養育支援が必要な家庭に家庭児童相談員や保健師等が訪問し、養育が適切に行われるよう助言、指導その他必要な支援を行い、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業。

■対象児童

18歳未満

■量の見込みと確保方策

	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
量の見込み	76	76	76	76	76
確保方策	【実施体制】助産師1名、保健師4名、家庭児童相談員2名 【実施機関】こども応援課				

(単位：人)

(13) 妊婦健康診査事業

■事業概要

妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため、妊婦健診（基本健診・血液検査・尿検査・超音波検査など）を行う事業。医療機関及び助産施設において、妊婦健康診査受診券を使用し、定期健診を受けて、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導に繋げていきます。

■対象者

妊婦

■量の見込みと確保方策

	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
量の見込み	3,994	3,952	3,911	3,869	3,828
確保方策	【実施体制】福岡県・佐賀県・大分県の医師会・福岡県助産師会と契約 【実施機関】こども応援課				

(単位：人回)

(14) 子育て世帯訪問支援事業

■事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦がいる家庭等を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業。

■量の見込みと確保数

	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
①量の見込み	360	360	360	360	360
②確保数	360	360	360	360	360
②－①＝	0	0	0	0	0

(単位：人日)

■確保方策

令和5年4月より、子育て世帯訪問支援事業を開始しており、家事・育児支援が必要な家庭の利用を促進します。

(15) 児童育成支援拠点事業

■事業概要

養育環境等の課題を抱える、家庭や学校に居場所のない学齢期の児童に対して、児童の居場所となる拠点を開設し、児童の生活・活動する場を確保し、児童や保護者が相談や必要に応じた支援が受けられるよう、関係機関と連携しこどもの健全な育成を図る事業。

※事業実施の検討段階のため、量の見込み等については設定が可能となったタイミングで本計画に記載します。

(16) 親子関係形成支援事業

■事業概要

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱え、支援等が必要なこども及びその保護者等に対して、親子間の適切な関係の構築を目的に、こどもの発達に応じた情報提供や相談・助言等、必要に応じた支援を行う事業。

※事業実施の検討段階のため、量の見込み等については設定が可能となったタイミングで本計画に記載します。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

■事業概要

妊娠や出産後の養育に関する不安や悩みを抱える妊婦やその配偶者等に対し、医療や福祉の関係機関等と連携し、妊婦の心身の状況や、置かれている状況等を把握し、情報提供や相談等、妊娠期から出産後すぐの生活まで切れ目ない支援を図る事業。

■量の見込みと確保方策

	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
量の見込み	963	951	942	933	921
妊娠届出 (人)	321	317	314	311	307
面談回数 (回)	3	3	3	3	3
確保方策	【実施体制】 助産師 1 名、保健師 5 名、家庭児童相談員 2 名 【実施機関】 こども応援課				

(単位：人回)

(18) 産後ケア事業

■事業概要

出産後間もない母親に対して、産後も安心して子育てができるように、心身のケアや育児相談等を行う事業。

■量の見込みと確保数

	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
①量の見込み	215	216	217	218	215
②確保数	215	216	217	218	215
②－①＝	0	0	0	0	0

(単位：人日)

■確保方策

令和5年4月より、産後ケア事業を開始し、利用を希望する家庭全てに対して実施します。

(19) 乳児等通園支援事業

■事業概要

保護者の就労の有無に関わらず、すべての乳児又は幼児（満3歳未満）に適切な遊び及び生活の場を確保するとともに、保護者の心身の状況や養育環境等を把握するための保護者との面談や子育てに関する情報提供、助言その他の援助を行う事業。

※令和8年度から実施の事業であるため、量の見込み等については設定が可能となったタイミングで本計画に記載します。

(20) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

■事業概要

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化を図るとともに、児童虐待（身体的、性的、心理的、保護の怠慢・拒否（ネグレクト））の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業。

本市では、児童虐待対応のための専門相談員を配置し、児童相談所や警察等関係機関と要保護児童等に関する情報共有を行っています。加えて、ネットワーク構成機関との定期的な情報共有を行い、児童虐待の早期発見・早期対応につなげています。

今後も、地域ネットワークを強化することにより、児童虐待への対応など要保護児童への対応の強化を図ります。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

(21) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業概要

低所得世帯を対象に、特定教育・保育施設等が実費徴収する給食費（副食費）に要する費用を補助する事業。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

(22) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

■事業概要

幼児教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した幼児教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業。

国の実施要綱等を踏まえつつ、地域の幼児教育・保育施設等の事業者の状況等も十分に勘案したうえで、事業の実施について努めます。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画の基本理念の実現に向けて、市民や関係団体等、地域が一体となりこども関連施策を進めていくことが重要になります。

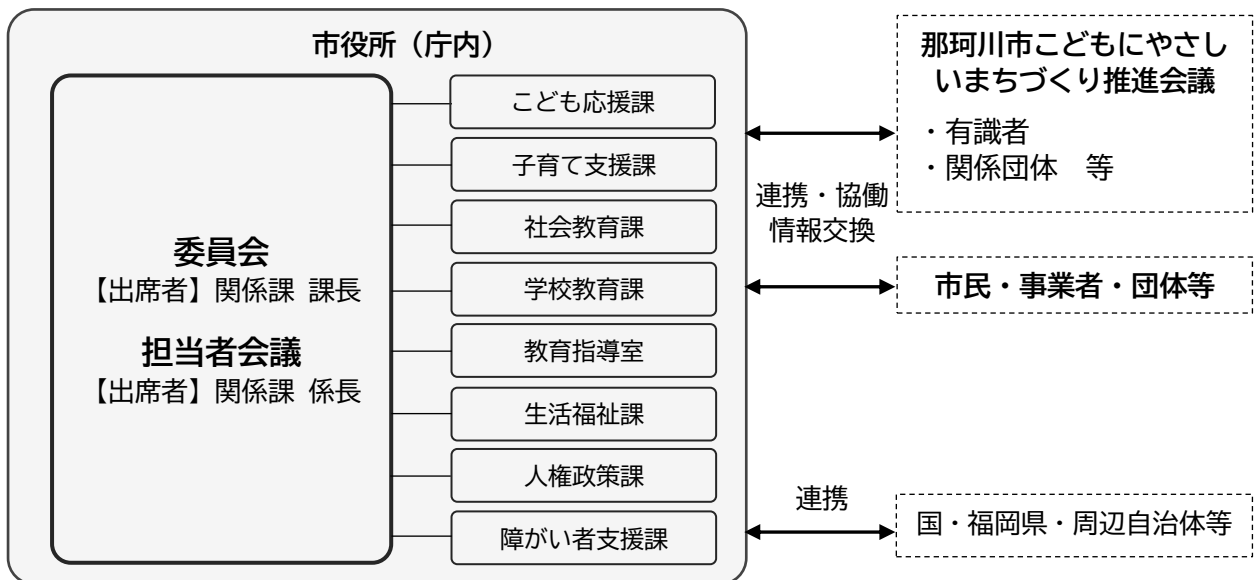
本計画のこども関連の取組や質の高い教育・保育、地域子ども・子育て事業を提供するために、関係各課間で密接な連携を図ります。また、地域の実情に応じた計画的な基盤整備を進めるために、教育・保育施設、地域保育事業の実施主体等が相互連携を図りながら施策を進めていきます。

2. 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するためには、計画の進捗状況を把握し、計画に紐づく取組の見直しや改善を定期的に実施することが重要になります。

本計画の取組の実施状況の把握や進行管理する場として、庁内での委員会や担当者会議を定期的に行い、こども関連の取組の効果的な運用や関係部署間の連携強化を図ります。また、有識者や関係団体等から構成されるこども関連施策推進のための会議体である「那珂川市こどもにやさしいまちづくり推進会議」において、各施策の客観的な評価・検証を行い、事業計画や施策内容の改善に努めます。

また、計画で定めた教育・保育の量の見込みと現状が乖離する場合などは、必要に応じて、計画の見直しを行います。



<計画の推進体制>

3. 目標指標一覧

基本目標1 こどもの権利を尊重し、自分らしく成長できるまちをつくる

(1) こどもの権利に関する理解の促進

取組内容	指標項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
こどもの権利の周知及び学びの支援	行政区別説明会の実施回数	5行政区	累計 37行政区
保護者と地域の方に対する人権教育の推進	開催回数	42回	44回

(2) こどもの居場所・活動の充実

取組内容	指標項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
放課後児童対策パッケージの推進	開設カ所数	3カ所	7カ所
学校施設の地域開放	こどもの参加人数	3,843人	4,000人
体験型プログラムの実施	ふれあいこども館プログラム・恵子児童館企画・クラブの実施回数	51回	50回
ふれあいこども館、市立公民館との連携	サークル数	4団体	5団体

(3) 支援を必要とするこどもへの支援

取組内容	指標項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
特別支援学級の充実	特別支援学級及び通級指導教室への就学希望者が就学した割合	100%	100%
障がい児保育に関する職員研修の実施	研修参加者数	56人	61人
スクールソーシャルワーカーの配置	対応学校の割合	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%

基本目標２ 幼少期までのこどもが適切な支援を受けられる環境をつくる

（１）教育・保育サービスの充実

取組内容	指標項目	現状 (令和５年度)	目標 (令和１１年度)
保育時間の拡大	保育時間	12 時間	12 時間
休日保育の実施	実施施設数	0 施設	1 施設
一時預かり事業の実施	実施施設数	8 カ所	9 カ所
病児・病後児保育の実施	病児・病後児保育の定員数	4 人	8 人
認可保育施設による保育の実施	定員	1,354 人	1,394 人
待機児童のない施設環境整備	待機児童数(４月１日)	0 人	0 人
安全な保育の実施	遊具の点検回数	3 回	3 回
幼稚園職員研修の実施	研修参加回数	年４回	年 15 回
保育所職員研修の実施	研修参加回数	年２回	年 2 回

基本目標3 義務教育期の子どもが適切な支援を受けられる環境をつくる

(1) こどもの個性を伸ばす教育環境の整備

取組内容	指標項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
学校外活動の推進	宿泊を伴う校外活動の実施校数	10校	10校
学校における授業研修体制の確立	小中学校授業改善研究会の開催校数	2校	2校
地域人材活用による教育支援の充実	学力アップ地域人材活用事業実施校数	4校	10校
学校における保健教育の実施	実施回数	年0～2回	年2回
家庭教育学級の実施	参加人数	420人	600人
学習会などに参加しやすい環境の整備	託児の実施率	100%	100%

(2) 学童保育の充実

取組内容	指標項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
学童保育所の設置・運営	施設数	7カ所	7カ所
待機児童のない施設環境整備	待機児童数	0人	0人

基本目標4 安心して出産・子育てができるまちをつくる

(1) 妊娠前から出産・幼少期までの切れ目のない支援

取組内容	指標項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
新生児訪問の実施	訪問実施率	99.7%	100%
乳幼児健康診査の実施	3歳児健診の受診率	97.5%	100%
地域における食育啓発の実施	3歳児健診における食事に関する健康教育の回数	0回	12回

(2) 子育て家庭への支援

取組内容	指標項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
地域子育て支援拠点の充実	施設数	2カ所	3カ所
親子のふれあいを推進する場の提供	プログラムの開催回数 参加者数	44回 1,534人	50回 1,800人
育児相談及び講座の実施	相談件数	157件	175件
子育てサークルの育成	サークル数	4件	5件
本を通じた親子の交流の場の提供	参加率	45%	65%
利用者支援の実施	実施施設数	1施設	1施設
子育てサークルの活動の場の提供	子育てサークルが使用する際に優遇される施設数	5カ所	5カ所
子育て世代の交流の場の提供	実施回数 参加人数	51回 337人	55回 350人
児童館情報の発信	チラシ・情報提供の回数	12回/年	12回/年

(3) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

取組内容	指標項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
こどもにかかる医療費の助成	助成対象	中学3年生まで	高校3年生まで
認可保育施設保育料の多段階化	保育料階層区分	第8階層	第13～15階層

基本目標5 地域協働によるこどもの成長を支える環境をつくる

(1) こどもが安全・安心で暮らしやすい地域づくり

取組内容	指標項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
交通安全教室・防犯教室の開催への支援	交通安全教室等の開催状況	10回	10回
各区防犯活動への支援	補助金の交付状況	37区	37区
防犯パトロールの実施支援	青パト助成金の交付状況	16台	16台
防犯意識の啓発	住民への情報提供回数	12回	12回
青少年指導員会の設置	青色回転灯装備車両出動回数	74回	84回

(2) 地域一体の子育て支援体制の構築

取組内容	指標項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
住民相互の子育て支援	組織数	1組織	1組織

(3) ワークライフバランスの実現に向けた取組の推進

取組内容	指標項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
男性が子育てに関わる機会の提供	実施回数	22回	18回
	参加者数	560人	750人
再就職支援のための情報提供	広報への情報掲載回数	12回/年	12回/年

参考資料

1. 前計画（那珂川市次世代育成支援地域行動計画）の達成状況

NO	事務事業	担当課	指標項目	実績値		目標値
				令和2年	令和5年	令和6年
1	乳幼児健康診査の実施	こども応援課	3歳児健診の受診率	101%	97.5%	100%
2	妊婦健康診査の実施・助成	こども応援課	1人あたりの助成対象健診回数	14回	14回	14回
3	母子健康手帳の交付	こども応援課	-	-	-	-
4	父親の育児参加における啓発	こども応援課	-	-	-	-
5	新生児訪問の実施	こども応援課	訪問実施率	99.7%	99.7%	100%
6	学校における保健教育の実施	学校教育課	実施回数	年0～1回	年0～2回	年2回
7	学校における食育の実施	教育総務課	-	-	-	-
8	地域における食育啓発の実施	こども応援課	3歳児健診時におけるおやつ提供の回数	0回	0回	12回
9	ふれあいこども館の運営	こども応援課	-	-	-	-
10	地域子育て支援拠点の充実	こども応援課	施設数	0か所	2か所	3か所
11	親子のふれあいを推進する場の提供	こども応援課	プログラムの開催回数・参加者数	95回 1,578人	44回 1,534人	305回 11,000人
12	育児相談及び講座の実施	こども応援課	相談件数	274件	157件	100件
13	子育てサークルの育成	こども応援課	サークル数	2件	4件	5件
14	本を通じた親子の交流の場の提供	こども応援課	参加率	49%	45%	65%
15	地域子育て支援拠点のサテライト施設の拡充	社会教育課	-	-	-	-
16	保育所における育児相談や保育指導の実施	子育て支援課	開設日数	1施設あたり 月2回	1施設あたり 月2回	1施設あたり 月2回
17	離乳食に関する学習の場の提供	こども応援課	-	-	-	-
18	育児相談の実施	こども応援課	-	-	-	-
19	家庭訪問・電話相談の実施	こども応援課	-	-	-	-
		こども応援課		-	136件	150件
20	利用者支援の実施	こども応援課	実施施設数	1施設	1施設	1施設
21	インターネット等による子育て情報の充実	こども応援課	インターネットでの情報入手先の割合	-	-	40%
22	子育てサークルの活動の場の提供	こども応援課	子育てサークルが使用する際に優遇される施設数	5か所	5か所	5か所
23	子育て世代の交流の場の提供	こども応援課	実施回数	12回	51回	12回
		人権政策課	セミナー及び遊びの広場実施回数	22回	25回	30回
24	家庭教育学級の実施	社会教育課	参加人数	116人	420人	250人
25	学習会などに参加しやすい環境の整備	社会教育課	託児の実施率	100%	100%	100%
26	家庭教育学級の弾力化	社会教育課	-	-	-	-
27	自立支援教育訓練給付金等の活用促進	こども応援課	-	-	-	-
28	経済的支援制度の普及促進	こども応援課	-	-	-	-
29	乳幼児にかかる医療費の助成	市民課	助成対象	小学生未満	小学生未満	小学生未満

NO	事務事業	担当課	指標項目	実績値		目標値
				令和2年	令和5年	令和6年
30	入院が必要な未熟児にかかる医療費の助成	市民課	-	-	-	-
31	児童にかかる医療費の助成	市民課	助成対象	小学校1年生から 中学校3年生まで	小学校1年生から 中学校3年生まで	小学校1年生から 中学校3年生まで
32	ひとり親家庭等への医療費助成	市民課	-	-	-	-
33	児童扶養手当の支給	こども応援課	-	-	-	-
34	児童手当の支給	こども応援課	-	-	-	-
35	学童保育所利用料金の助成	子育て支援課	-	-	-	-
36	里親制度の普及・推進	こども応援課	里親の登録状況	-	-	4世帯
37	実費徴収に係る補足給付を行う事業の検討	子育て支援課	-	-	-	-
38	就学前児童における人権・同和教育の充実	子育て支援課 (幼稚園)	人権週間、同和問題啓発 強調月間時の取り組み実施	各園2回 実施	年2回実施	年2回実施
39	学校における人権・同和教育の充実	教育指導室	-	-	-	-
40	解放子ども会の実施	人権政策課	-	-	-	-
41	人権作文・人権ポスター・人権標語の募集・表彰	人権政策課	-	-	-	-
42	恵子児童館子どもまつりの開催	人権政策課	参加人数	-	1,500人	1,800人
43	人権フェスタなかがわの実施	こども応援課	-	-	-	-
		人権政策課	参加人数	0人	3,217人	3,000人
44	児童館事業の充実	人権政策課	-	-	-	-
		こども応援課	-	-	-	-
45	保護者に対する人権教育の推進	社会教育課	開催回数	3回	42回	60回
46	教職員、保育士に対する人権研修の促進	子育て支援課 (中央保育所)	同和問題強調月間に開催 される人権・同和問題研 修への教職員参加者の割合	100%	100%	100%
		教育指導室		-	-	90%
47	啓発冊子「あしたへ生きる」の発行	人権政策課	発行回数	年0回	1回	年1回
48	体罰の防止のための教職員等への人権教育	教育指導室	-	-	-	-
49	児童虐待防止対策の推進	こども応援課	-	-	-	-
		こども応援課	-	-	-	-
50	「要保護児童対策連絡協議会」の設置・運営	こども応援課	-	-	-	-
51	適応指導教室の充実	教育指導室	-	-	-	-
52	就学前教育に係る職員研修の実施	子育て支援課 (中央保育所)	外部研修参加回数	1人2回以上	年2回	年2回
		子育て支援課 (幼稚園)		1人2回以上	1人4回以上	1人1回以上
53	幼稚園運営検討・研修の実施	子育て支援課 (幼稚園)	研修会開催回数	年13回	年12回以上	年12回以上
54	施設の整備促進	子育て支援課 (中央保育所)	点検回数	事故防止の 会議 年1 回、 毎日点検	事故防止の 会議 年1 回、 毎日点検	事故防止の 会議 年1 回、 毎日点検
		子育て支援課	遊具の点検回数	2回	3回	2回
55	私立保育所の施設整備に対する支援	子育て支援課	-	-	-	-
56	基礎学力指導の徹底	教育指導室	-	-	-	-

N0	事務事業	担当課	指標項目	実績値		目標値
				令和2年	令和5年	令和6年
57	学校外活動の推進	学校教育課	宿泊を伴う校外活動の実施校数	7校	10校	10校
58	学校における授業研修体制の確立	教育指導室	小中学校授業改善研究会の開催校数	1校のみ オンライン	2校	2校
59	総合的な学習の推進	教育指導室	-	-	-	-
60	地域運営学校（コミュニティスクール）の導入・実施	学校教育課	-	-	-	-
61	地域人材活用による教育支援の充実	学校教育課	学力アップ地域人材活用事業実施校数	0校	4校	10校
62	学校施設の改善	教育総務課	-	-	-	-
63	保幼小連携の推進	子育て支援課（中央保育所）	保・幼・小連絡会開催	年1回	年2回	年2回
		子育て支援課（幼稚園）		年1回	年2回	年3回
64	ケース検討会議の開催	こども応援課	-	-	-	-
		障がい者支援課		-	-	-
65	保護者団体等への支援	障がい者支援課	-	-	-	-
66	療育指導等の充実	子育て支援課	-	-	-	-
67	特別児童扶養手当の紹介・受付	こども応援課	-	-	-	-
68	重度障害者医療費助成の実施	市民課	-	-	-	-
69	障がい児機能回復訓練教室の開催	障がい者支援課	-	-	-	-
70	障害福祉サービス等の普及	障がい者支援課	-	-	-	-
71	身体障がい児補装具費の給付	障がい者支援課	-	-	-	-
72	障がい児日常生活用具費の給付	障がい者支援課	-	-	-	-
73	障がい児保育・教育の推進	子育て支援課	-	-	-	-
74	障がい児の一般学級への受け入れ促進	子育て支援課	-	-	-	-
75	学童保育所指導員を対象にした研修会の実施	子育て支援課	研修会の開催数	2回	1回	1回
76	特別支援学級の充実	学校教育課	特別支援学級及び通級指導教室への就学希望者が就学した割合	100%	100%	100%
77	障がい児保育に関する職員研修の充実	学校教育課	研修参加者数	20人	40人	20人
		子育て支援課（中央保育所）		6人	18人	15人
78	障がい児保育の環境改善	教育総務課	-	-	-	-
79	歴史体験学習の実施	文化振興課	古代技術の体験学習実施回数	1回	7回	5回
80	伝統行事を取り入れた保育行事の実施	子育て支援課（中央保育所）	取り入れた地域行事数	1回	4回	3回
81	体験型プログラムの実施	こども応援課	体験型プログラムの実施数	4回	28回	54回
		人権政策課	児童館企画・クラブの実施数	7回	23回	20回
82	高齢者などとの異世代交流保育の実施	子育て支援課（中央保育所）	交流回数	1回	1回	1回
83	中学生との交流イベントの開催	学校教育課	中学生の保育所職場体験の実施回数	0回	0～1回	1回
		子育て支援課（中央保育所）		0回	2回	1回
84	ジュニアボランティアスタッフの育成	こども応援課	-	-	-	-
85	おはなし会の実施	人権政策課	おはなし会の実施回数	8回	10回	12回
86	読書相談等業務の充実	文化振興課	-	-	-	-

NO	事務事業	担当課	指標項目	実績値		目標値
				令和2年	令和5年	令和6年
87	図書の定期的入れ替え	文化振興課	図書の入れ替え回数	5回	6回	6回
88	児童館主催事業等への講師の派遣	文化振興課	-	-	-	-
89	ふれあいこども館、市立公民館との連携	こども応援課	サークル数	2団体	4団体	5団体
90	子どもの遊び場の確保	人権政策課	-	-	-	-
		こども応援課		-	-	-
91	リーダー養成事業の実施	社会教育課	-	-	-	-
92	那珂川市ボランティア支援センター講座の実施	総務課	子ども・子育て支援等講座の種類	0テーマ	1テーマ	2テーマ
93	ボランティア・NPO団体等のコーディネート促進	総務課	-	-	-	-
94	男女共同参画プランの進行管理	人権政策課	プランの進捗率	88%	94%	96%
95	男女共同参画啓発冊子の発行	人権政策課	冊子の発行回数	0回	1回	1回
96	男性が子育てに関わる機会の提供	こども応援課	実施回数 参加者数	5回 37人	22回 560人	18回 750人
		人権政策課	-	-	-	-
97	認可保育所による保育の実施	子育て支援課	定員	1,218人	1,354人	1,368人
98	待機児童のない施設環境整備	子育て支援課	4月1日の待機児童数	40人	0人	0人
99	保育時間の拡大	子育て支援課	保育時間	12時間	12時間	12時間
100	休日保育の実施検討	子育て支援課	実施施設数	0施設	0施設	1施設
101	子育て短期支援事業の実施	こども応援課	-	-	-	-
102	一時預かり事業の実施	子育て支援課	実施施設数	6か所	8か所	7か所
103	病児・病後児保育の実施	こども応援課	病児・病後児保育を実施する施設数	1か所	1か所	1か所
104	保育所職員の研修等への参加促進	子育て支援課 (中央保育所)	研修会の実施回数	4回	3回	2回
105	届出(認可外)保育施設への支援	子育て支援課	施設利用児童に対する補助対象者率	100%	100%	100%
106	安全な学童保育環境の整備	子育て支援課	-	-	-	-
107	学童保育所の設置・運営	子育て支援課	施設数	7か所	7か所	7か所
108	待機児童のない施設環境整備	子育て支援課	受入率	100%	100%	100%
109	子育てと仕事の両立のための広報・啓発	こども応援課	広報への情報掲載有無	無	無	有
110	再就職支援のための情報提供	こども応援課	広報への情報掲載回数	12回/年	12回/年	10回/年
111	各種地域行事の支援	社会教育課	-	-	-	-
112	自治会・各種連絡協議会との連携	社会教育課	-	-	-	-
113	住民相互の子育て支援	こども応援課	組織数	1	1	1
114	交通安全教室・防犯教室の開催への支援	安全安心課	交通安全教室等の開催状況	0回	10回	7回
115	青少年指導員会の設置	社会教育課	青色回転灯装備車両出動回数	27回	78回	90回
116	青少年育成市民会議の支援	社会教育課	-	-	-	-
117	各区防犯活動への支援	安全安心課	補助金の交付状況	36区	37区	36区
118	防犯パトロールの実施支援	安全安心課	青パト助成金の交付状況	20台	16台	21台
119	防犯意識の啓発	安全安心課	住民への情報提供回数	12回	12回	12回
120	道路照明灯の設置促進	建設課	-	-	-	-

NO	事務事業	担当課	指標項目	実績値		目標値
				令和2年	令和5年	令和6年
121	公共空間のバリアフリー化の推進	建設課	整備距離	那珂川・宇美線 L=191.0m	西川原・仲線 L=210.0m	那珂川・宇美線 L=480m
		障がい者支援課	-	-	-	-
122	ユニバーサルデザインの普及	障がい者支援課	-	-	-	-
123	学校施設の地域開放	社会教育課	子どもの参加人数	1,965 人	3,903 人	6,000 人
124	放課後子ども総合プランの検討	社会教育課	開設か所数	3 か所	3 か所	7 か所
		子育て支援課	検討の有無	有	有	有
125	子どもの遊び場としての市民体育館の開放	社会教育課	施設の開放状況	4 回	17 回	18 回
126	児童館情報の発信	こども応援課	情報紙の発行回数	12 回/年	12 回/年	12 回/年
		人権政策課	児童館だよりの発行回数・件数	0 回	0 回	3 回
127	子どもの遊び場の確保と整備	都市計画課	-	-	-	-
128	「アンビシャス広場」活動事業の実施	社会教育課	補助（支援）件数	3 件	3 件	3 件
	子どもの権利の周知及び学級の支援	こども応援課	行政区別説明会の実施回数		5 行政区	累計 37 行政区

2. 那珂川市こどもにやさしいまちづくり推進会議 委員名簿

(第1回)

	氏 名	区 分	備 考
1	河野 博行	有識者	学校法人 山内学園 香蘭女子短期大学 名誉教授
2	八代 由美	団体等代表	筑紫人権擁護委員協議会
3	鶴澤 千恵美	団体等代表	那珂川市民生委員児童委員連合協議会
4	飯田 恵津子	団体等代表	那珂川市保育所連盟
5	佐藤 円	団体等代表	那珂川市立校園長会
6	服部 広隆	団体等代表	那珂川市立小・中学校PTA連絡協議会
7	渡邊 一正	団体等代表	那珂川市子ども会育成会連絡協議会
8	唐崎 康子	公 募	一般公募
9	柴山 光生	公 募	一般公募

(第2回～第5回)

	氏 名	区 分	備 考
1	河野 博行	有識者	学校法人 山内学園 香蘭女子短期大学 名誉教授
2	八代 由美	団体等代表	筑紫人権擁護委員協議会
3	高見 由利子	団体等代表	那珂川市民生委員児童委員連合協議会
4	中島 郁彦	団体等代表	那珂川市保育所連盟
5	川上 和幸	団体等代表	那珂川市立校園長会
6	服部 広隆	団体等代表	那珂川市立小・中学校PTA連絡協議会
7	渡邊 一正	団体等代表	那珂川市子ども会育成会連絡協議会
8	山口 慶貴	公 募	一般公募

3. 策定経過

【那珂川市こどもにやさしいまちづくり推進会議】

	日時	議事内容
第1回	令和6(2024)年 6月20日	(1)次世代育成支援地域行動計画の実施状況について (2)こどもにやさしいまちづくり行動計画アンケート調査結果について
第2回	令和6(2024)年 10月18日	(1)那珂川市こどもにやさしいまちづくり行動計画について (2)子ども・子育て支援事業計画について
第3回	令和6(2024)年 11月12日	(1)那珂川市こどもにやさしいまちづくり行動計画素案について (2)子ども・子育て支援事業計画について
第4回	令和6(2024)年 12月3日	(1)那珂川市こどもにやさしいまちづくり行動計画素案について (2)パブリック・コメントについて
第5回	令和7(2025)年 2月3日	(1) 那珂川市こどもにやさしいまちづくり行動計画（案）パブリック・コメントについて